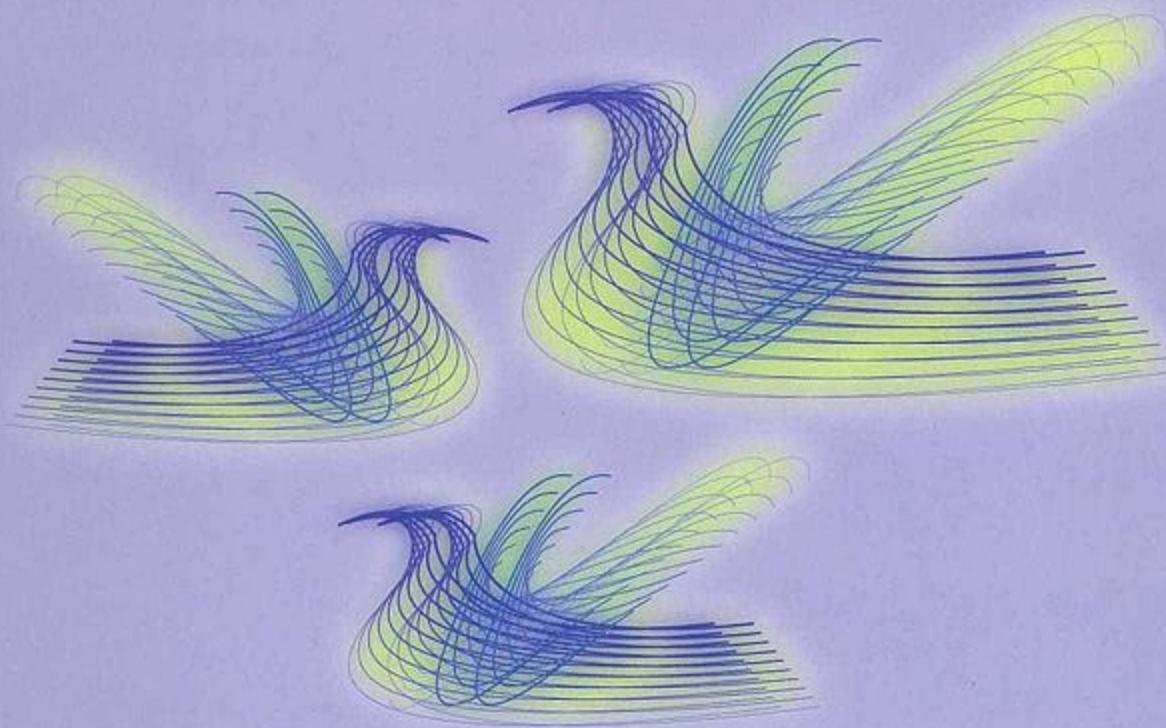


産業保健 21

2000.7
21号



【特集】深夜業の健康管理の充実

～労働安全衛生法改正、関係省令、事後措置指針の解説～ 労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

「自発的健康診断受診支援助成金」のご案内

- 【連載】◎[実践講座] **産業保健A to Z** —職場における空間分煙導入について— 産業医科大学
新連載◎**安全衛生保護具の実践知識** —防じんマスクの使い方1— 産業生態科学研究所 大和浩
トップ・トーキング [株]デンソーエンジニアリング 取締役社長 竹上正男さん / **産業保健活動レポート** [株]十川ゴム徳島阿波工場
平成12年度新設産業保健推進センター(福島・福井・和歌山・山口・長崎) / 職場における保健婦奮闘記 [株]藤沢工場 いすゞ自動車 浦田利子さん
コラム「帽子の科学」インターネットショップ 西川多加子 / **産業保健この一冊** 日本たばこ産業「株」 秋山幸雄
センターだより / 情報スクランブル / 実践・実務のQ&A / レファレンスコーナー
- ◎エッセイ「いつも自然体で」スポーツキャスター 陣内貴美子



労働福祉事業団・産業保健推進センター

産業保健推進センター 業務案内

1 窓口相談・実地相談

専門スタッフが窓口、電話、インターネットで相談に応じます。現地での実地相談にも応じます。

2 情報の提供

産業保健に関する関連図書、教材等の閲覧・貸出・コピーサービスを行います。また、定期情報誌を発行します。(コピーサービスについては、実費を申し受けます)

3 研修

専門的かつ実践的な研修を実施します。各機関が実施する研修会に教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。

4 調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、成果を提供します。

5 広報・啓発

職場の健康管理の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。

6 助成金の支給

小規模事業場が共同で産業医を選任し産業保健活動を実施する場合、助成金を支給します。

ご利用いただける日時

当センターの休日を除く毎日午前9時～午後5時
当センターの休日（毎土・日曜日、祝日および年末年始）

産業保健推進センター利用者の声

「サテライト協力事業場」に登録した事業場の方の声を紹介します

声

鹿児島産業保健推進センター 相談員 大重 勝弘

鹿児島産業保健推進センターでは、広報・啓発活動の一環として、県内の産業保健活動の発展に中核的な役割を果たすことが期待される事業場を対象にした“サテライト協力事業場”制度を設けました。登録した事業場には、センターを積極的に利用していただくとともに、協力業者や取引業者、関連事業場といったネットワークをとおしてセンターの利用をよびかけてもらっています。この事業に参加している事業場からは、センターの活動に熱い期待が寄せられています。

製造業の嘱託産業医：Aさん

いつも情報誌などをとおして産業保健の最新情報を提供していただいています。また、ビデオや図書の貸出、研修への参加も気軽にできるのでたいへん助かってい

ます。当社だけの利用ではもったいないので、周りの人や関連会社にも利用を勧めています。

電気通信業の保健婦：Bさん

センターには、充実した内容の研修や産業保健スタッフの自己研鑽に役立つビデオや図書がたくさん備えてあり、たびたび利用しています。この制度に登録することでセンターとの関係も密になり、心強く感じています。また、相談員に産業保健婦のかたが加わったので、センターがより一層身近な存在になり、とてもうれしく思っております。



こうした声が私たちの活動の励みになっています。今後とも、こうした輪を広げていきたいと考えています。

特集**深夜業の健康管理の充実 4**

～労働安全衛生法改正、関係省令、事後措置指針の解説～

労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

「自発的健康診断受診支援助成金」のご案内

連載**トップ・トーキング**

(株)デンソー勝山

取締役社長 竹上正男さん

2

センターだより

岩手産業保健推進センター

10

京都南地域産業保健センター

実践講座 産業保健AtoZ ①

職場における空間分煙導入について

12

産業医科大学産業生態科学研究所 大和 浩

安全衛生保護具の実践知識 ①

防じんマスクの使い方 1

14

労働科学研究所名誉研究員 木村第二

産業保健活動レポート ②

(株)十川ゴム徳島阿波工場

16

ことば**21世紀に向けて、健康づくりに臨む**

「青年時代は知恵をみがく時であり、老年はそれを実践する時である」(ルソー『孤独な散歩者の夢想』)

4月からスタートした「健康日本21」の目標のひとつが健康寿命の延伸。これは、心とからだの健康を保ち、若いときにみがいた知恵を実践する、実り多い老後をめざすということだろう。

こと勤労者について言えば、1日の大半の時間を過ごすのは職域。21世紀に向かって、産業保健スタッフの果たす役割は大きい。

平成12年度新設産業保健推進センター

福島・福井・和歌山・山口・長崎

産業保健推進センター

20

情報スクランブル

職場における「心の健康づくり対策」の進め方を提言・労働省／1次予防対策を推進し、健康寿命の延伸を図る・厚生省／事業場における化学物質等の自主管理の促進を図る・労働省／地域産業保健センター、産業保健推進センターが日頃の事業成果を大々的にアピール・第73回日本産業衛生学会／合計3時間の喫煙対策教育カリキュラムを策定・労働省

23

実践・実務のQ&A

提供・協力 東京産業保健推進センター
研究部門の作業環境測定は必要か／結核療養後に職場復帰する社員への対応は／法定の特殊健診と特定業務従事者の健診の内容は

27

トピック

全衛連が「労働衛生機関評価制度」
をスタート

30

職場における保健婦奮闘記 ②

いすゞ自動車(株)藤沢工場安全管理課
シニア・スタッフ 浦田利子さん

32

レファレンスコーナー

「熱中症による死亡災害発生状況(平成9年～11年分)」・労働省

34

コラム 「帽子の科学」

インターネットショップ 文二郎帽子店
店長 西川多加子

19

この一冊

喫煙の科学—職場の分煙テキストブック
日本たばこ産業(株)

渉外企画部部長 秋山幸雄

26

4コママンガ

ドクターさんぽ 成田こーじ

29

エッセイ

いつも自然体で

スポーツキャスター 陣内貴美子

35

編集後記

高田 勇

36

Top talking

トップ
トーキング

株式会社 デンソー勝山

取締役社長 竹上正男さん

略歴

たけがみ・まさお
昭和17年11月生まれ。
同40年3月金沢大学卒業。
旧日本電装入社。
平成11年4月デンソー勝山に出向。
同年6月取締役社長就任。



基本ルールの順守を徹底し 委員会活動などを積極展開

中国山地と吉備高原に囲まれた勝山盆地。その西端に位置する緑豊かな勝山町から、全世界の車の心臓部に装着する電装部品を送り出している、デンソー勝山。

社長に就任して1年が経過したが、竹上正男さんは「何事にも基本を忠実に守る」とする同社の基本姿勢の徹底の御旗を掲げ続ける。

同社のあらゆる活動の基本が、KM活動であるという。これは、基本（K）を明確にし、守る（M）活動ということで、従業員の一人ひとりが毎月、安全5Sや品質など5つの項目において、自分の基本目標を設定し、自己申告し、自己評価し行動改革を図ろうという制度である。全て社長まで報告され、職制評価も加

わるが、「自分が言ったことに責任をもって行動する」ことに重きがおかれている。

この活動がベースにあるが、「些細なことでも全員がルールを守ることの徹底は難しいことです。全員が守らなければ意味がありません。安全衛生や健康づくりなどに限ったことではありません。特効薬はないでしょうから、言い続けることでしょうか。地道な積み重ねですね」と基本の重要性を強調する。

こうした取り組みの上に立って安全衛生活動も展開されている。「安全衛生環境委員会は毎月第一水曜日に開催していますが、毎回欠かさず出席しています。事務局はじめ、各委員が積極的ですし、産業医の先生

株式会社デンソーセンター勝山

■会社概要

所在地：岡山県真庭郡勝山町
従業員：166人

も熱心に参加していただいている。月1回の産業医相談や職場パトロールなども年間計画に基づいて展開しています。岡山産業保健推進センターなどの各機関で実施している講習会などへは委員からの参加要望もあり、積極的に参加して、新しい知識を吸収するようになっています。これもKM活動という土台がしっかりとしているからだと考えています。ゴミ問題やダイオキシン対策も、今のように声高に呼ばれる以前から積極的に取り組んできました」との自負もある。

自動車部品メーカーとしては有害業務も存在するわけだが、「有機溶剤はより安全性の高いものに転換し、使用量も減少しています。鉛業務では純スズに切り替えていましたし、局所排気装置も完備しています。これも、デンソーアソシエイションが毎年実施している安全衛生環境活動の相互診断活動により、年々向上してきた賜物です。これからも、よいものは取り入れていきたいと考えています」と前向きの姿勢だ。



日々何度となく現場を回り、従業員に気軽に声掛けする竹上さん。

有害業務、深夜業務に従事する従業員の年2回の特殊健康診断はもちろん、一般健康診断の受診率とともに、「100%です。一般健康診断も受けっぱなしではダメですから、追跡フォローや健康指導なども充実させたいです。前身が織物工場という事情もあって、女性従業員の平均年齢の高齢化が進んでいますので、それへの対応の検討が必要です」という。

また、毎月、誕生日月の従業員と社長が昼食を囲んでの懇談会がもたれ、コミュニケーションが図られている。「色々な話題が出ますね。改善提案や要望などもありますね。一例ですが、冬季の夜勤明けの朝、前日から駐車した通勤者のウインドガラスの凍結、積雪に苦慮していたのですが、改善提案として出された夜勤者専用のカーポートの設置により、解消され喜ばれたものなど、好事例が多いです。会社の姿勢も理解されますし、積み上げで信頼関係も構築されるのではないかでしょうか」。

これらの活動の成果として、これまでに労働大臣表彰など多くの栄誉を受けている。さらに徹底することに加え、今後の取り組みの新機軸としては、「クラブ活動が盛んですが、自主的な活動にも資金援助をし、従業員の多くが手軽に健康づくり、体力増進に取り組める方策を検討、実施したいと考えています」という。

竹上さん自身は、「病気知らずの健康体」。単身赴任にも慣れ、心配される食生活も「社内食堂の油物の少ない『おふくろの味』がよかったです、すこぶる好調」とか。従業員が勧める山登りにも、「体力、気力のバロメーターとして、極力、誘いには参加するようにしています」。

特集

深夜業の健康管理の充実 ～労働安全衛生法改正、関係省令、 事後措置指針の解説～

労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

製造業や保健衛生業など、従来から深夜業が比較的多く見られた業種に加え、近年では国民のニーズに合わせる形で、深夜業の枠が広がっているのが現状だ。加えて、労働基準法の改正により、深夜業への女性の進出も予想される。

しかし、深夜業については、従事者の健康に影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、平成11年5月の労働安全衛生法の改正により、「自発的健康診断制度」が設けられた。そこで、今号の特集では、深夜業の自発的健康診断制度について、労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に解説していただいた。

また、労働福祉事業団が自発的健康診断を受診した労働者に対して、受診に要した費用の一部を助成する制度(自発的健康診断受診支援事業)を紹介する。(編集部)



深夜業に従事する労働者の現状 と労働安全衛生法の改正

平成10年の労働基準法の改正により、女性の深夜業に関する規制が解消されるなど、近年、国民の意識・ニーズの多様化、生活習慣の変化への対応や国際化へ

の対応の観点等から、従来あまり深夜業のみられなかった業種にも深夜業は広がりをみせています。

一方、深夜業については人間の有する1日単位のリズムに反して働くというその特性から健康へ影響を及ぼす可能性があると指摘されています。

このような状況に対応するため、平成11年5月、労

労働安全衛生法が改正され、深夜業に従事する労働者の健康管理の充実を図ることを目的に、自発的健康診断という新たな制度が設けられました。

これは、深夜業に従事する労働者が、健康不安を感じた時などの場合、自ら受けた一定の健康診断の結果を事業者に提出できるとしたもので、事業者は、従来の定期健康診断と同様に提出された健康診断の結果に基づき適切な就業上の措置等を講じなければならないとされたものです。



自発的健康診断制度について

自発的健康診断制度の内容は以下のとおりです。

(1) 自発的健康診断の受診及び結果の提出

- ・常時使用される労働者であって、当該健康診断を受ける日前6月間を平均して1月当たり4回以上深夜業に従事した労働者は、自ら受けた一定の健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができます。
- ・深夜業とは、午後10時から午前5時までの間における業務をいいます。(勤務時間の一部でもこの間の時間帯にかかる場合は「深夜の業務」があるとします。

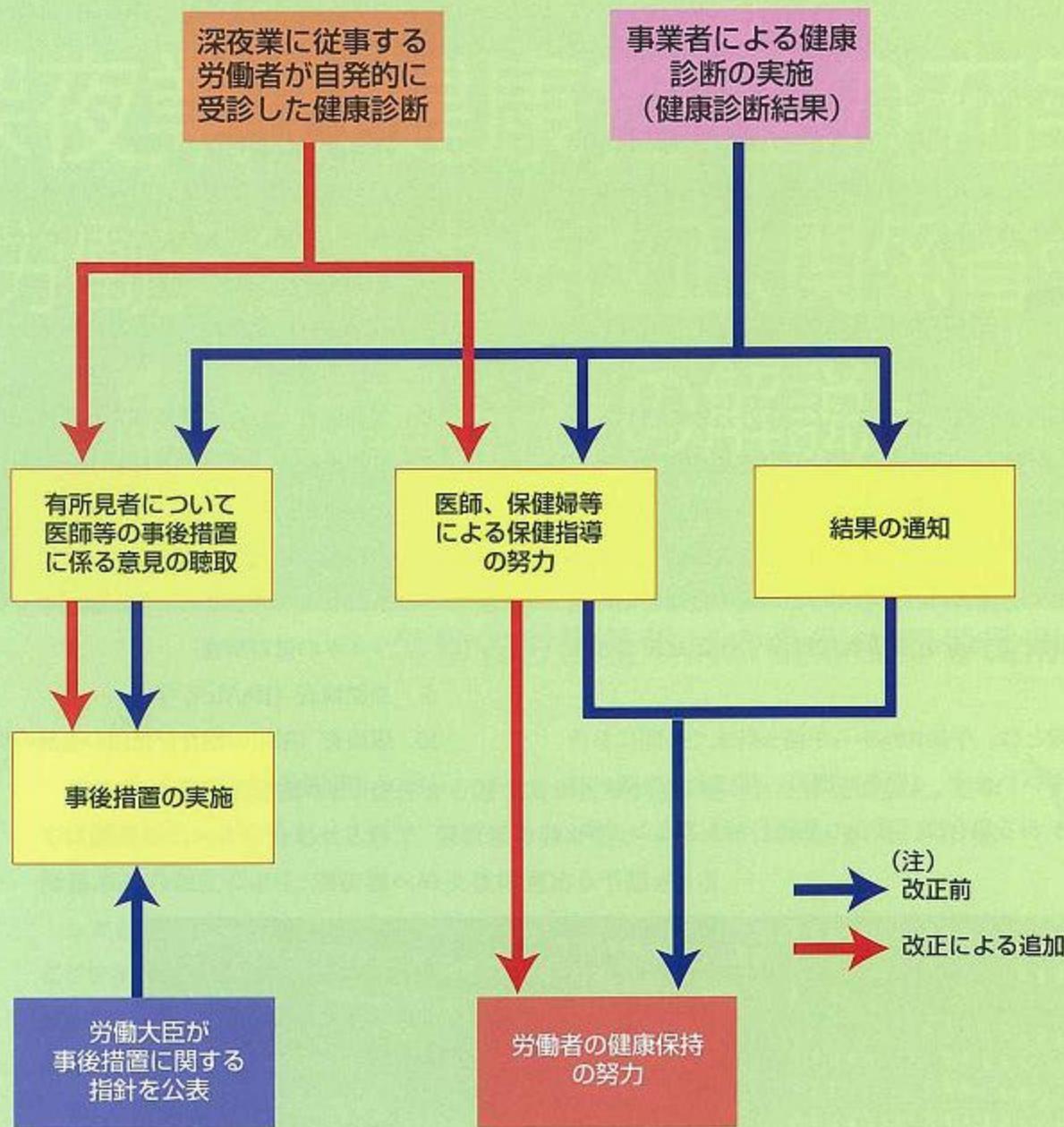
交替制等といった勤務形態は問いません。)

・自発的健康診断の項目は、定期健康診断項目と同一の以下の項目です。その全部又は一部について、健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができます。

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、視力及び聴力(1000Hz及び4000Hzの音に係る聴力をいう。)の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査かくさん
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査)
- 7 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTPの検査)
- 8 血中脂質検査(血清総コレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査)
- 9 血糖検査(HbA1cも可)
- 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)たんぱく
- 11 心電図検査



自発的健康診断制度の流れ図



- ・事業者に自発的健康診断の結果を提出することができるは、当該健康診断を受けた日から3か月以内です。
- ・自発的健康診断の結果を証明する書面は、健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものでなければなりません。

(2) 健康診断結果の記録の作成

経年的な健康診断結果の把握により労働者の健康管理を適正に行うため、事業者は、定期健康診断結果と同様に、自発的健康診断についても、その結果に基づき健康診断個人票を作成して、これを5年間保存しな

ければならないこととされました。

(3) 自発的健康診断の結果に基づき事業者が講ずべき措置

事業者は、従来からある労働安全衛生法上の健康診断と同様、自発的健康診断の結果（有所見の場合に限る。）についても、医師の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、作業の転換、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければなりません。自発的健康診断の結果に係る医師からの意見聴取は提出後2か月以内に行う必要があります。

また、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師、保健婦(士)による保健指導を行うよう努めなければならないこととされました。
(チャート図参照)



健康診断結果に基づき 事業者が講すべき措置に関する 指針の改正について

自発的健康診断の結果について、定期健康診断の場合と同様に事後措置を講ずることが事業者に義務付けられたことに伴い、「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」について、所要の改正が行われました。

主な改正の内容は以下のとおりです。

- (1) 自発的健康診断の結果に基づき事業者が講すべき措置の例示として、深夜業の回数の減少及び昼間勤務への転換を加える。
- (2) 医師からの意見聴取に係る留意事項として、自発的健康診断に係る医師からの意見聴取は、できる限り迅速に行うことが適当であることを加える。
- (3) 保健指導上の留意事項として、深夜業従事者が昼間業務従事者とは異なる生活様式を求められ

ていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要であることを加える。



深夜業従事者に対する 特定業務従事者の 健康診断の徹底について

深夜業従事者の健康管理の基本はあくまでも年2回の特定業務従事者の健康診断とその結果に基づく適切な事後措置の実施にありますから、自発的健康診断に頼ることなく、年2回の健康診断を確実に実施してください。



深夜業に従事する労働者が 自発的に受診する 健康診断の費用の一部が 援助されるようになりました。

「自発的健康診断受診支援助成金」のご案内



はじめに

社会環境の変化にともない、深夜労働に従事する方が増えています。深夜労働は、人間本来の生活のリズムとは異なる労働形態であるため、昼間労働に比べ、身体に負担がかかっています。

現在、事業者は、労働安全衛生法に基づき、深夜業に従事する労働者に対し6か月以内ごとに1回、定期に健康診断を行うこととされていますが、平成11年5月の同法の改正により平成12年4月1日から自発的健康診断という新たな健康診断の制度が設けられました。

これは、深夜業に従事する方が自己の健康に不安を感じ、次回の定期の健康診断を待てない場合に、自ら健康診断を受診し、その結果を事業者に提出することができるようとしたものです。

そして、事業者は提出された健康診断の結果について、従来の法定の定期健康診断と同様に医師から意見を聴き、必要があると認める場合には労働者の健康保持のため適切な措置を講じなければならないことが新たに義務づけられました。

そこで、自発的健康診断制度の利用促進を図るため、受診に要した費用の一部が助成金として労働者に対し支給されることとなりました。



助成金支給対象者

自発的健康診断受診支援助成金の支給対象者は、次の要件をすべて満たすとともに、自発的健康診断を受診した方です。

深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断 受診支援助成金 利用のご案内

自発的健康診断事業



労働省・労働福祉事業団
都道府県産業保健推進センター

要件

- 1 常時使用される労働者
- 2 自発的健康診断を受診する日前6か月の間に1か月当たり4回以上（過去6か月で合計24回以上）深夜業に従事した方
- 3 今年度に未だ助成金の支給を受けたことがない方

* 深夜業とは、午後10時から翌日の午前5時までの間における業務をいいます。勤務時間の一部でも午後10時から午前5時までの時間帯にかかる場合は「深夜の業務」があるとします。

* 労働保険非適用事業に係る労働者は対象となりません。



健康診断項目

助成の対象となる健康診断の項目は下記のとおりです。

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、視力及び聴力（1000Hz及び4000Hzの音に係る聴力）の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- 7 肝機能検査（GOT、GPT及び γ -GTPの検査）
- 8 血中脂質検査（血清総コレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査）
- 9 血糖検査（HbA1cも可）
- 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

特集



助成金額

自発的に受診した健康診断に要した費用（消費税含む）の4分の3に相当する額が助成されます。

ただし、その4分の3に相当する額が7,500円を超える場合は、7,500円とします。



申請手続き

助成金の支給を受けようとする場合、次のような申請手続きが必要です。

1 申請書入手

- * 申請書はお近くの産業保健推進センター、都道府県労働局、労働基準監督署、地域産業保健センター、労災病院、労働福祉事業団本部等で入手できます。

2 深夜業従事証明交付

事業者に、深夜業に従事していることの証明を依頼し、深夜業従事証明の交付を受けます。

- * 事業者証明を受けてから1か月以内に健康診断を受けてください。

3 健康診断受診および費用の支払い

医療機関（健康診断機関）で健康診断を受け、その費用を支払います。

4 健康診断結果および支払証明

医療機関（健康診断機関）から、健康診断結果および健康診断費用の支払証明を受け取ります。

5 健康診断結果提出

事業者に健康診断結果を提出します。

6 助成金支給申請

お近くの都道府県産業保健推進センター（設置されていない県については直接労働福祉事業団本部）に、申請書を提出します。

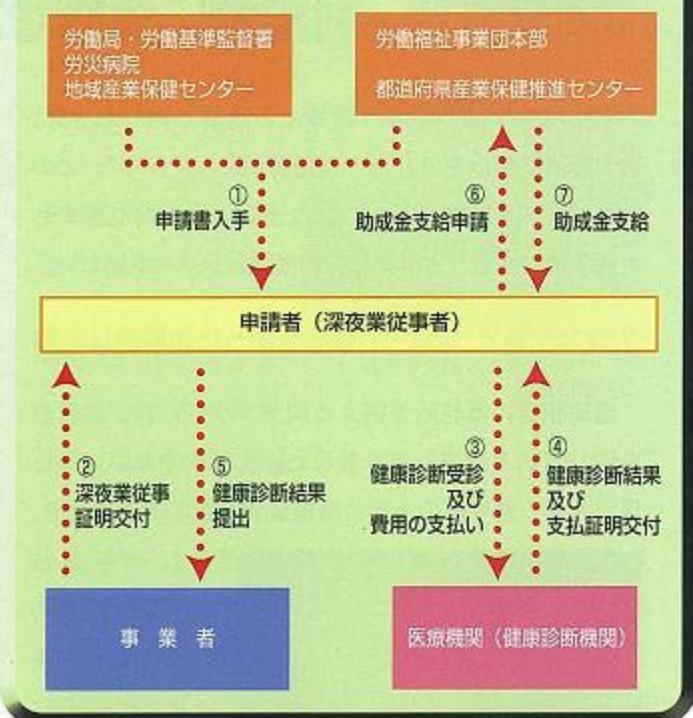
- * 健康診断を受診した日から3か月以内に申請してください。

7 助成金支給

労働福祉事業団は申請に基づき申請内容の審査を行います。

申請から1～2か月後に申請者に対して通知とともに、申請書記載の金融機関の口座へ助成金を振り込みます。

助成事業の流れ



事業者の方へ

この助成金は、労働安全衛生法第66条の2の規定に基づき、深夜業従事者が自ら受ける健康診断を支援する目的で創設されたものであり、従前より事業者が行っている年2回の特定業務従事者の健康診断に対する助成ではありません。

したがって、事業者が本助成による自発的健康診断の結果をもって、深夜業従事者に対する年2回の定期健康診断の実施に代えることはできませんし、労働安全衛生法第66条第5項ただし書に定める健康診断として、取り扱うこともできません。

なお、深夜業従事者の健康管理の基本は、年2回の特定業務健康診断とその結果に基づく適切な事後措置の実施にありますから、自発的健康診断に頼ることなく、年2回の健康診断を確実に実施してください。

自発的健康診断受診支援助成金利用に関するお問い合わせは

労働福祉事業団産業保健助成課

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア東館19F

TEL044(556)9866(ダイヤルイン)

FAX044(556)9918

ホームページアドレス：

<http://www.ohd.rofuku.go.jp/jyosei01.htm>

利用者に合わせた訪問・来所両事業を展開

石川啄木が懐かしみ、数多くの短歌で詠った故郷。宮沢賢治が想いをはせた“理想郷イーハトーヴ”。この文学者2人を魅了した、広大な土地と山と海に恵まれた岩手県にある、岩手産業保健推進センターを訪ねた。

広大な土地で、地域・対象者を絞った効果的な活動

盛岡駅前に事務所を構える同センターには、新幹線を降りて約5分でたどり着けた。交通の便がいいかと思いきや、岩手県の土地の面積は北海道に次ぐ広さで、



角田所長自らが壇上に立つ事業主セミナー

しかも海拔1000m前後の山脈が県中央を囲むようにあり、地図を見ると新幹線や東北自動車道は真っ直ぐ真ん中を走っているだけで、便利なのは中央と県南ぐらいのこと。

岩手県は大きく「中央」「県南」「県北」「沿岸」の4つに分けられる。4つの地域それぞれ、生活も産業も異なる。「正直、こちらも4つの地域の特色の細かいところまでは把握しきれていないのが現状です。ですから活動も大変です。当センターがポーンと1つアドバルーンを上げても4地域に共通したものではないのですから」と、活動の難しさを語ってくれたのは角田文男所長だ。

そこで、同センターはまず、主に県北、沿岸にターゲットを絞る。中央、県南の企業は東京から進出してきた大企業がほとんどで、労働衛生についても自主管理がきちんとなされているところが多いが、それに比べ県北、沿岸は地元の産業が多く、衛生管理も比較的手薄の企業が多いからである。しかし、県北、沿岸は従業員数50人未満の事業場がほとんど。

「岩手県内の事業場の97%が従業員数50人未満なのです。どうしたものかと考えました」(角田所長)。そ

こで同センターは、地域センターへのバックアップを全力で行うこととした。全地域センターに声を掛け、反応があったセンターと共催で従業員数に限らず事業主セミナーを行ったのだ。

しかしその反応は鈍く、参加者は一回場30人前後で、中には十数人の会場もあり、産業保健推進センターの知名度もさることながら、こういった産業保健に対する事業場の取り組み状況に、今後どのようにして働く方々の健康を確保したらいいのか頭を痛めている。

信頼され、親しまれ、愛されるセンターをめざして

「開所して3年ほど経ちました。もう少し専門的な書籍なども本棚に並べたいですね。そこに“わかりやすさ”も同居させて、どんな人が来ても対応できる体制にしたい」という角田所長は、「セミナーに参加した産業医や保健婦・士が“ちょっと寄っていこう”と気軽に入れるような、そんなセンターにしたい」と、めざすセンター像を語る。

同センターは“信頼されるセンター、親しまれるセンター、愛されるセンター”をモットーに、岩手県の広い大地を奔走中である。



前列左に角田所長、右に鈴木司副所長。石田仁男業務課長は後列左。

岩手産業保健推進センター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス12階

TEL019-621-5366

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo03/>

独立した事務所を構え、意欲的に事業を展開

平成7年4月に産声をあげた京都南地域産業保健センター。その守備範囲は、京都市伏見区、宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、綴喜郡、相楽郡の1区4市3郡にわたり、京都府南部一円をカバーする。同センターは、伏見区・宇治久世・綴喜・相楽の4医師会による連携プレーにより運営されている。その連携の象徴が、京田辺に構えられた同センターの事務所だ。

この事務所は、「友好的でそれぞれに熱心な4医師会により、平成10年9月に開かれました。一医師会にはかり負担をかけていては、ということで、4医師会から拠出しあい、場所とスタッフを確保しました。京田辺は当センター管轄区域のほぼ中央にあり、拠点として事業が展開しやすいのです」とセンター長の西村完生医師が説明してくれた。

では、その連携の成果を見てみよう。平成11年度の健康相談窓口については、45回開設し、423人の相談者数を得ている。ただ、やはりセンターの窓口相談は少なく、平林裕コーディネーターは「巡回、移動窓口を中心です」といい、「特に商工会との連携が大事で、各医師会ごとに年2、3回の会合をもち、実際に京田辺市と精華町の商工会まつりや他の商工会でも集団健診結果の事後指導の健康相談窓口を開設し好評を得ました。また、城陽市女性フェスティバルや宇治市あさぎりフェスティバルなどでも開設しており、自治体行事の中に入り込んでいくことも重要です」と続ける。

また、個別訪問による産業保健指導については、同様に平成11年度末までで、開所以来の登録事業場数が101を数え、通算143回の実施数を誇る。特に平成11年度の実施数が43件と、過去4年の各20~30件から大きく伸び、活動の活発化がうかがわれる。「訪問は健診後

3ヶ月以内を原則に行いますので、有所見者の指導・健康相談には、2人の医師でも手が足らず、かかりつけ医のある方には主治医の指導を

優先するためご遠慮願うこともあります」(平林コーディネーター)。

そして、その記録を管理するのが工藤幸吉事務局長だ。事務所内の書棚1段分にファイルがびっしり詰まっている。「登録事業場や個別相談に関する記録は、次回指導のカルテとして、すべてファイル化し、整理しています」と工藤事務局長。

こうした活発な活動を支えるのが、3月末現在で88人を数える登録産業医だ。相談窓口と個別訪問指導などで、延べ89人が「出動」している。同センターでは、こうした産業医の研修にも力を入れる。香月昭人医師は「せっかく資格を取得したにも関わらず、行き場がなく宙に浮いてしまっている産業医も多い。その受け皿としてのセンター事業という側面もあります。産業医は現場を知らなければなりませんから」と言う。

香月医師が「生活習慣病の人が増えていますが、モータリゼーションの発達により歩かなくなる、スーパーの安売り攻勢でつい余計に買ってしまう、といった社会構造からくる不健康ですね」というと、「労働態様が変わってからだと動かす作業が減ったこともあります」と西村医師。「社会の歪みですね。そんな時代だからこそ、この事業をもっともっと進めたい」(香月医師)。

充実した風通しのよい体制で、センターだよりや活動報告の作成、チラシ配布、料金受取人払いの葉書によるニーズ調査と、精力的に事業を展開する同センターであった。

京都南地域産業保健センター

〒610-0331 京田辺市田辺久戸52-3

京田辺市商工会C.I.Kビル3階

TEL&FAX (0774) 64-2616



城陽市女性フェスティバルでの健康相談窓口。



左から平林コーディネーター、香月医師、西村センター長、中原住吉コーディネーター、工藤事務局長。

職場における空間分煙導入について

産業医科大学産業生態科学研究所 大和 浩

実践講座
産業保健



はじめに

分煙されていない職場では、非喫煙者は常に受動喫煙にさらされることから、労働者の健康確保と不快感やストレスを防止するためにも職場の受動喫煙対策は不可欠である。労働省から発表された「快適職場指針」(平成4年)、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(平成8年)でも職場の空間分煙を推奨している。特にガイドラインの内容は毎年発行される『労働衛生のしおり』(中央労働災害防止協会刊)にも掲載されており、参考にされたい。

喫煙対策の重要性はわかっていても、実際にどのように導入を図ったらしいのかについて悩んでいる衛生管理者も多く見られることから、スムーズに分煙を導入できた事例について紹介する。

分煙導入の手順

職場への分煙導入のきっかけに最も有効なのは、それぞれの職場において喫煙対策の必要性に関するアンケート調査をおこなうことである。その結果をもとに分煙の導入を安全衛生委員会で正式に討議する。

これまでに数ヶ所の事業場でアンケート調査を行ったが、「職場に喫煙対策は必要か?」という質問には、非喫煙者の9割以上、喫煙者でも4分の3、つまり全体の8割以上の人人が「必要である」と回答した。

希望する対策については、「全館禁煙」よりも「喫煙場所を定めて他は禁煙とする空間分煙」を望む回答が多かった。禁煙区域と喫煙場所を分離する空間分煙の導入を大半の従業員が望んでいる、という傾向はどの事業場でも変わらないと考えられる。分煙の導入にアンケート調査は有効なきっかけとなりうる。

ついで、アンケート結果について安全衛生委員会で討議し、快適職場指針とガイドラインに基づいて、職場の受動喫煙対策として空間分煙を導入することを提案する。その際に、喫煙者に禁煙を強要するものではないことを強調しておく。事業主や委員長が喫煙者であろうと、現時点で分煙の導入が否

決されることは少ない。問題となるのは、場所がない、対策費用をどうするのか、という2点である。

ア) 喫煙場所の設定

まず、会議室、居室、物置の一つを喫煙室に転用することが出来ないか検討する。喫煙室に出来る部屋が無い場合には、2m四方の場所がないかどうか検討する。人員の配置転換や設備の購入などの際には不要品を処分したり、机や本棚の模様替えで対応するわけであるから、事務室の一角や廊下の奥などの空間に2m四方の場所を捻出することを、是非検討して欲しい。

喫煙コーナーは喫煙をおこなう場所であり、仕事や打合せに使用するわけではないので内部に机を置かないこと、喫煙者全員が一度に喫煙するスペースを確保する必要はないこと(込み合う場合には譲り合って使用)、などを前提に検討すれば場所は簡単に見つかるものである。

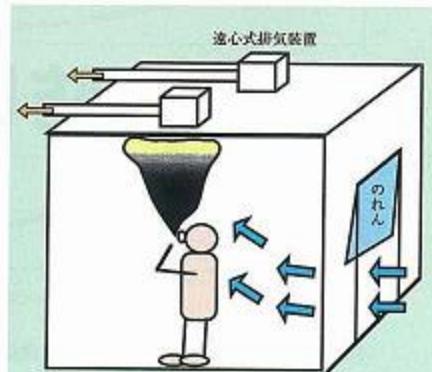
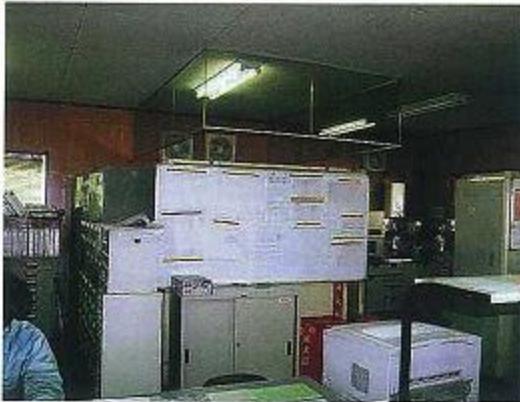
喫煙室と喫煙コーナーのどちらが有効かという点については、喫煙室を設けた方が禁煙区域へのたばこ煙の漏れ出しを防ぎやすいことから優れている。

喫煙コーナーでは、コーナーを囲むように天井から50cm程度の垂れ壁や煙拡散防止スクリーンを垂らし、床にはパーティション、背板のある本棚やショーケースを設置して周囲からの隔離性を高める対策が必要である(写真)。ただし、煙探知機のある室内の天井に垂れ壁などを設置する場合には、建築基準法によりその幅を50cm以内にしなければならない。その場合、固定式の垂れ壁と喫煙が行われる際には閉めることができが出来るカーテンまたは下ろして使用するロールスクリーンを組み合わせることで開放空間を小さくする工夫が必要である。

イ) 喫煙対策機器の選定と設置場所

喫煙対策機器には大きく分けて、外気に直接排気する排気型と汚染物質をフィルターなどを用いて除去した後に室内に戻す空気清浄機がある。

建物を新築する場合や、既存の建物を改造して窓や壁を通して屋外に排気出来る構造であれば、排気型の方がガス状の汚染物質や臭いの除去が可能で、かつ、初期費用も空気清浄



機の半額程度であり、維持費用もかからない点で優れている。

■排気型

排気の方法に局所排気型と全体換気型とがあり、排気装置には遠心式（シロッコファン等）と軸流式（換気扇等）とがある。大きな静圧が得られる、つまり、排気抵抗に打ち勝つ力が強いのは遠心式である。室内から屋外に排気するための配管をした場合や屋外の風が強い場合には排気抵抗が発生するため、遠心式の排気装置の方が望ましい。

ただし、喫煙室に排気装置を設置した場合に、ドアを閉め切って使用しないように注意しなくてはならない。排気される空気と同じ量の空気が流入しないと汚れた空気も出ていかない。例えば、喫煙室のドアの下半分をガラリ（空気取り入れ口）にするとか、ドアではなくのれんを垂らすだけにする、などの対応が考えられる。この手法を用いて禁煙区域へたばこ煙が漏れることのない喫煙室、喫煙コーナーを30万円前後の安価な費用で作成した事例集が出版された。これから分煙導入を検討している事業所や分煙はされたが効果が不十分な事業所で参考にして欲しい。

■空気清浄機

テーブル式、壁掛け式、天井埋め込み式等のタイプがある。局所排気装置と同じで吸引口から離れるに従って、その効率は急速に低下する。特に、テーブル型の場合には、喫煙中はタバコを持った方の肘をテーブルから離さないこと、煙は吸引口に向かって吐き出すこと、など喫煙方法についてもルールを決める必要がある。

また、たばこ煙の粒子は0.1~0.2ミクロンのものが多く、たばこ煙対策には0.3ミクロンのテスト粒子（DOP法）に対して捕集効率の高い機種を選定する必要がある。また、ガス状成分や臭いの捕集については充分ではない点も要注意である。

いずれのタイプにしろ、部屋全体にたばこ煙が拡散した後

に処理するよりも、拡散する前に発生源（喫煙者）の出来るだけ近くでたばこ煙を捕捉することが効果的である。特に、たばこ煙は熱による上昇気流で天井方向に拡散するので、喫煙者に對面させて機器を設置することが有効である。

以上の観点から、最も効果が高いと考えられる方法としては、新鮮な空気の取り入れに配慮した喫煙室を設け、喫煙される場所（灰皿）の真上に吸引口を設置し、遠心式の排気装置により外気に排気することである。（モデル図）

行動基準（喫煙ルール）

喫煙対策を実効あるものとするためには、喫煙室等を整備するとともに喫煙ルールを定め、職場内に掲示して全員が遵守する必要がある。ある事業場でのルールの一例を示す。

- 喫煙は喫煙室・コーナーのみとする
- 曜休み、定時後も喫煙は喫煙コーナーでおこなう
- 喫煙のために離席するときは一声かける
- 灰皿は喫煙者自身が片づける
- 喫煙室・コーナーでは仕事や打合せをしない
- 喫煙室・コーナーが込んでいるときは譲り合って使用する
- 問題が生じた場合は喫煙対策委員会へ報告・提言する

この中でも、特に2番目のルール、つまり、禁煙区域での喫煙はいかなる時間帯であろうともルール違反であることを喫煙者に周知しておくことが重要である。

受動喫煙を防止する空間分煙は非喫煙者からも喫煙者からも受け入れられる対策であり、是非、各事業所での導入や改善を検討して欲しい。



参考文献：産業医科大学産業生態科学研究所編著

『喫煙の科学－職場の分煙テキストブック』
煙の漏れない喫煙コーナーの実例集：

<http://tenji.med.uoeh-u.ac.jp/smoke/>

防じんマスクの使い方 1

労働科学研究所名誉研究員 木村 菊二

1 はじめに

作業環境が原因で、災害が発生したり労働者が疾病に罹ったりする危険性がある職場では、まずは作業環境や設備を改善し、労働者が安全・快適で健康的に働くことができる環境を整えることが原則である。

しかし、作業環境を改善するとい

っても、そう簡単にできるものではなく、現在の技術をもってしても、有害な要素を完全に取り除くことが不可能な場合も少なくない。こうした職場では、各種の労働衛生保護具を使用しなければならない。

この連載では、保護具のうち、呼

吸用保護具（防じんマスク、防毒マスク）、防音保護具、振動保護具、遮光保護具、保護手袋、衛生保護衣を取り上げ、これらを有効に活用するための実践的な知識を解説する。

今回から3回にわたって防じんマスクの解説を行う。

2 防じんマスクの規格の変遷

空気中の粉じんを吸入することで起こる代表的な健康障害にじん肺がある。この粉じんの吸入を防止するために装着する呼吸用保護具が防じんマスクである。

防じんマスクには、労働安全衛生

法第42条の規定に基づき、労働省告示によって、マスクの種類や材料、性能などの規格が定められている。

わが国で法的に防じんマスクの規格が定められたのは昭和25年のことである。以来、昭和30年、37年、58

年、63年に改正が行われた。63年の改正（昭和63年労働省告示第19号）では、マスクの種類が「取替え式防じんマスク」と「使い捨て式防じんマスク」の2種類に改められ、現在に至っている。

3 防じんマスクの新しい規格について

現在の規格が定めている粉じんの捕集効率試験では、粒子の大きさが $2\text{ }\mu\text{m}$ 以下の石英粉じん含有空気を用いて試験を行うことになっており、試験の結果、「粉じん捕集効率が95%以上であること」が規格の適合条件になっている。

この規格では、捕集効率による区分がないため、有害物質の種類や作業の態様などを考慮して適切な防じんマスクを選択するのが難しいとの

指摘があった。

このため労働省では、防じんマスクの規格の改正作業が進められている。現在、改正内容についてパブリックコメントがなされており、その内容に基づいて説明する。

今回の規格の改正は、最近の技術の進展と材料の進歩によるマスクの性能の向上を背景に、マスクの性能による区分を設けることで、作業の態様や有害物質などの発散の態様な

どを考慮して防じんマスクを適切に選択することができるようとするもので、先進欧米諸国における規格との整合性を図ることも視野に入れて、新たな性能試験方法による性能の基準が設けられる。

新しい規格の要点は下記のとおりである。

（1）マスクの種類 従来どおり取替え式防じんマスクと使い捨て式防じんマスクの2種類。

図1 NaCl粒子に対する捕集効率と吸気抵抗の測定結果の一例

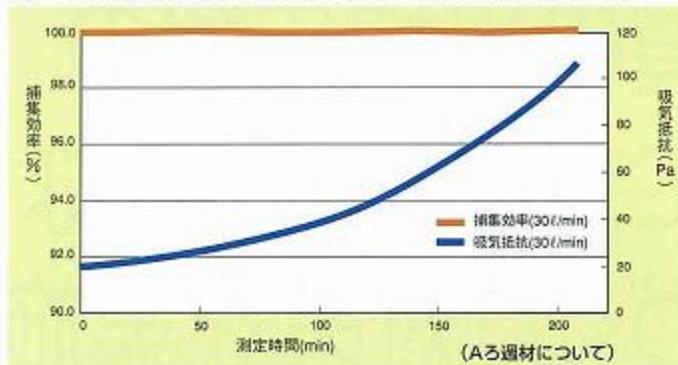


図2 NaCl粒子に対する捕集効率と吸気抵抗の測定結果の一例

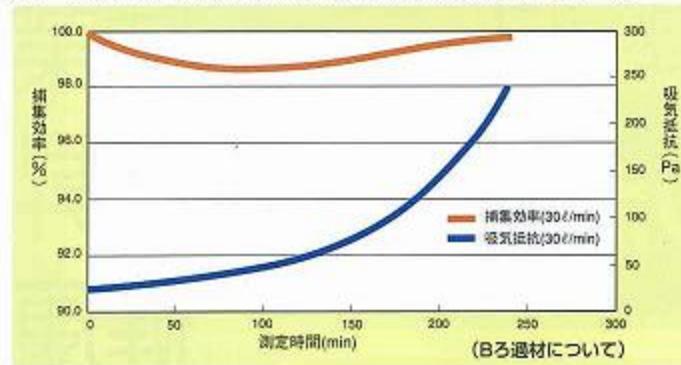


図3 DOP粒子に対する捕集効率と吸気抵抗の測定結果の一例

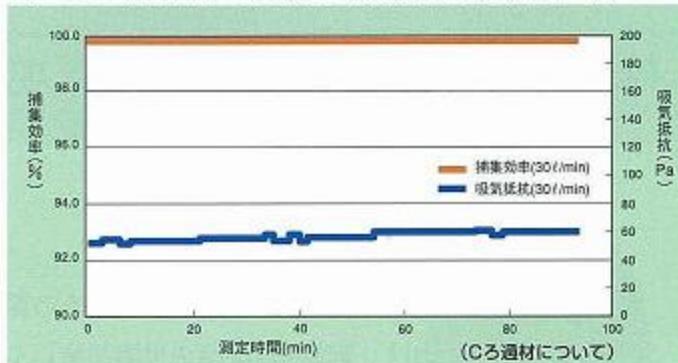


図4 DOP粒子に対する捕集効率と吸気抵抗の測定結果の一例

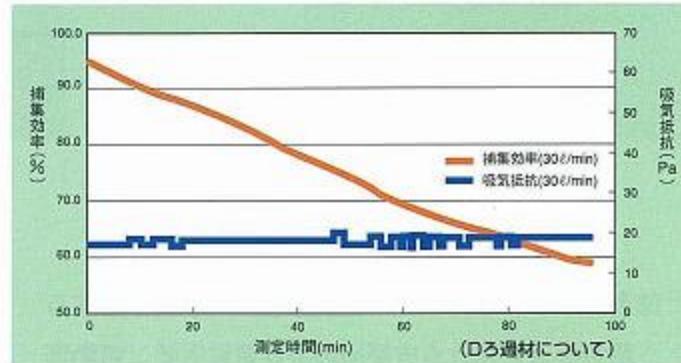


表1 粒子捕集効率の基準

種類	区分	粒子捕集効率(パーセント)
取替え式防じんマスク	RS1,RL1	80.0以上
	RS2,RL2	95.0以上
	RS3,RL3	99.9以上
使い捨て式防じんマスク	DS1,DL1	80.0以上
	DS2,DL2	95.0以上
	DS3,DL3	99.9以上

表2 吸気抵抗および排気抵抗の基準

種類	区分	吸気抵抗(パスカル)	排気抵抗(パスカル)
取替え式防じんマスク	RS1,RL1	70以下	70以下
	RS2,RL2	80以下	70以下
	RS3,RL3	160以下	80以下
使い捨て式防じんマスク	DS1,DL1	60以下(45以下)	60以下(45以下)
	DS2,DL2	70以下(50以下)	70以下(50以下)
	DS3,DL3	150以下(100以下)	80以下(100以下)

() 内は排気弁を有しないもの。

(2) 試験粒子 固体粒子と液体粒子の2種類とする。

固体粒子は、塩化ナトリウム(NaCl)で、粒径分布の中央値が0.06 μm 以上0.1 μm 以下にあるようにする。

液体粒子は、フタル酸ジオクチル(DOP)で、粒径分布の中央値が、0.15 μm 以上0.25 μm 以下にあるようにする。

試験粒子に液体粒子を加えた理由は、ろ過材の性質によっては、オイルミスト等を捕集すると、吸気抵抗が変化せずに捕集効率が急激に低下するものもあるからである。粉じんを捕集することによって捕集効率が変化する測定結果の例を図1～4に示した。

(3) 試験流量 従来は毎分30 ℓ の定常量で行っていたが、呼吸の最大呼吸速度等を勘案して毎分85 ℓ の定常流とした。

(4) 粒子捕集効率の判定 捕集効率が図1～4に示したように変化するので、試験粒子がNaClの場合には100mg供給するまでの経過において、また、DOPの場合には200mg供給するまでの経過において、それぞれ供給するまでの経過における最も低い値によって判定する。

(5) 粒子捕集効率の基準 表1に示した(Rは取替え式防じんマスクを、Dは使い捨て式防じんマスクを意味する。Sは試験粒子がNaCl粒子を、

LはDOP粒子を意味する)。

DOP粒子により検定された防じんマスクは、NaCl粒子により検定された防じんマスクの用途を包含するが、その逆はできない。

また、1は粒子捕集効率が80.0%以上、2が95.0%以上、3が99.9%以上であることを意味している。

なお、これまでの石英粒子における95%の粒子捕集効率は、NaCl粒子における80%の粒子捕集効率にほぼ相当する。

(6) 吸気抵抗および排気抵抗の試験流量 従来どおり毎分40 ℓ と規定。

(7) 吸気抵抗および排気抵抗の基準 表2に示した(表中の記号等は表1と同じ)。

産業保健活動

第21回

レポート

従業員の平均年齢の上昇に対応し、的確な健康づくり対策を実施

株式会社十川ゴム徳島阿波工場

徳島市から特急で40分。徳島本線穴吹駅を下車すると、駅の間近を流れる吉野川の姿が目に入る。可動堰の建設問題で全国に知られるようになった四国随一の大河は、世間の騒々しさをよそに、阿波の地をゆったりと流れている。

今回訪れた事業場、十川ゴム徳島阿波工場は、この地で50年を超える歴史を刻んできた。

◆

ゴムホースおよび工業用ゴム製品の製造を中心に事業を展開している株式会社十川ゴム（十川照延社長）の創業は大正14（1925）年にさかのぼる。

創業以来、大阪市に本社を置く同社は、社業の発展とともに営業と製造の拠点の設置を重ね、現在では、東京、名古屋、大阪、福岡などに8つの営業拠点を、そして、堺、奈良、徳島（徳島阿波工場と徳島市場工場）に4つの工場を設けるにいたった。全社あわせた従業員数は約1000人を数える。

昭和18（1943）年に設立された徳島阿波工場（網師本政男工場長）は、おもにガス用ゴム管、住宅設備用ホース、農業・園芸用ホースを製造する工場で、従業員数は308人（男性241人、女性67人）。

健診受診率100%を土台に 事後措置も徹底

本社は大阪にあるものの、いまでは地場の工場として地元にすっかり溶け込んでいる同工場。当地が創業

者の出身地であること、従業員の大半が地元からの採用者であることに加え、何よりも地元と共に存していくという同社の姿勢がなせる業なのであろう。

実際に、従業員の健康づくりに対する取り組みを見ても、この姿勢が見てとれる。

同工場の健康管理体制について、安全衛生委員会の事務局を務める福島重則・総務課長にうかがうと、「危険有害業務に従事している従業員も多数いますので、従業員の健康管理については、会社として最も気を遣っているところ。基本的なことですが、一般健康診断と特殊健康診断については対象者全員が受診しています」との力強い答え。

有機溶剤や特定化学物質を使用しており、粉じん職場や騒音職場もある同工場では、こうした基本中の基本を守っているからこそ、従業員の健康を確保することができるのだろう。

福島課長の言葉を受けて、看護婦そして衛生管理者として産業保健活動の実務を担っている佐光順子さんは「健康診断の受診率が高いのは、従業員が健診の重要性を理解しているからです。しかし、健康診断を受けるということは、健康づくりのスタートラインに立ったということ。やはり大切なのは事後措置です」と話す。

そこで、佐光さんがまず取り組んだのは、健診結果の返却方法の改善。よく言われることだが、ただ結果を返却するだけでは、せっかくの健診の意味が半減し



上) 職場巡回は衛生管理の基本。週に3~4回は実施。

左)「管理区分3」。従業員に防音保護具の装着を徹底。

会社概要

所在地：徳島県阿波郡阿波町
設立：昭和18（1943）年7月
従業員数：308人
業種：農業・ホース類、
工業用ゴム製品製造業

てしまうからだ。

「健診項目の持つ意味を正確に従業員に伝え、健康管理に有効に活用してもらうため、一人ひとりの従業員に対して手づくりの資料を添付しています」と佐光さん。さらに必要なコメントも付け加えておくという念の入れようだ。言葉で言うのは簡単だが、300人を超える従業員の数と、衛生管理者としての日常業務を考えれば、おいそれとは実行できないものだ。

これに加えて、有所見者に対しては、精密検査を完全に実施。嘱託産業医の指示のもと、緊密な連携により、「食事や運動、生活面での指導を行っている」とのこと。



佐光順子さん

作業環境を改善し 対象者全員が保護具を装着

徳島阿波工場でのキャリアが30年近くになる佐光さんだが、実は、当初は一般社員として採用されたのだという。

つまり看護婦の資格を取得したのは入社後のこと。会社からの要請で在職のまま看護学校に入学、本人の努力の甲斐もあり、資格取得にいたったものである。

ちなみに社員のなかから看護職を養成するという事例は、同社の他の工場にもある。同社の従業員の健康管理に対する熱意がうかがわれる話である。

ところで、佐光さんが入社した当時は、まだまだ作業環境に問題がある工程があったという。そのひとつが騒音問題。

ホースやゴム管の製造には、騒音が発生する工程がある。その工程については、「作業環境の改善に努めてもどうしても管理区分3になってしまう」（佐光さん）。防音保護具の着用が今ほど徹底されていなかったときには、「騒音が従業員の健康に支障をきたす場合もあったようです」とのこと。

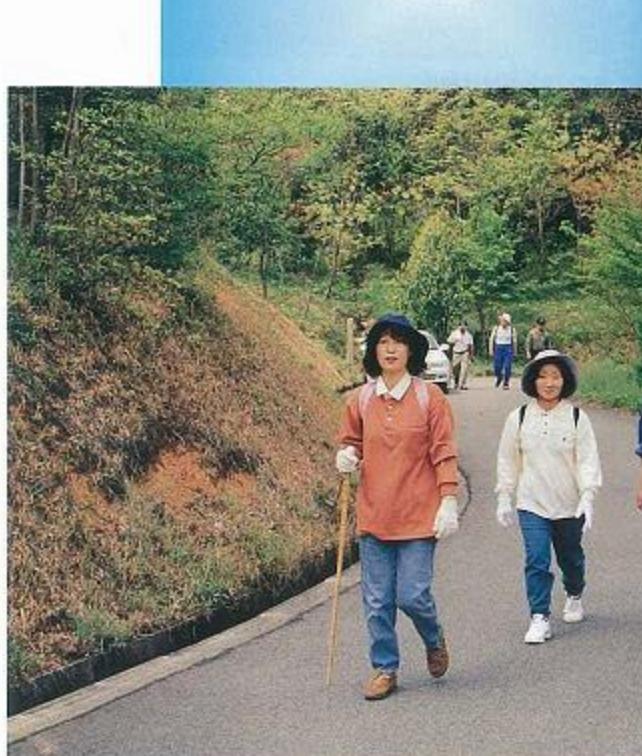
そこで、安全衛生委員会での検討を経て、騒音が発生する工程については、遮へい措置を実施。騒音が工程の外に漏れないようにすることで、管理区分3となる箇所を限定した。

さらにその工程については「管理区分3」であることを明示する（写真）とともに、その作業に携わる従業員に対しては防音保護具の装着をより徹底した。

保護具の装着については、3人1組で行われる「安全パトロール」（月に1回実施）の際にチェックシートで確認。さらに佐光さんが行う職場巡回（週に3~4回実施）の際にもチェックすることで、今では騒音に関する問題はほぼ解決したという。

豊かな自然の中での健康づくり 「健康ウォーク」

厳しい経済状況を反映して新入社員の採用を抑制している企業が多い。



健康ウォークのひとコマ。仕事を離れての同僚との交流にはメンタルヘルスの効用もあるとか。

このため、従業員の平均年齢が上昇している企業が増えているというが、同工場の場合も例外ではない。平均年齢は10年ほど前に40歳を超え、現在44.5歳。さらにこれが年々高まる傾向にあるという。

福島課長は「現実はこの数字以上に厳しく、50歳以上の従業員が45%を占めています」と同工場の置かれている現状を話す。

平均年齢の上昇は、健康診断の有所見率の上昇に直結することが多い。このため、「経費をかけずに、従業員の健康づくりに役立つことはできないか」と日夜考えていた佐光さんが発案したのが「健康ウォーク」である。

健康ウォークとは、豊かな自然が残っている工場の近郊に10キロ程度のコースを設定し、昼休みをはさんで3時間から4時間かけて歩くというもの。

コースは比較的なだらかな山道を選び、年配の方にも体に負担がかからないよう配慮している。

健康ウォークについて佐光さんは、「この辺りでは

通勤も含めて日常的な移動の手段に車を使う人がほとんど。都会に比べても、むしろ歩くことが少ないので、健康ウォークは、歩くことの大切さ、適度な運動が体に良いということを知るきっかけとなればと考えて始めました」と話す。

春と秋の年2回の開催なので、これに参加すれば、必ず運動不足が解消するというわけではない。あくまでも「きっかけ」としての役割が重要なのである。

また、佐光さんによると「毎回、コースにある名所や旧跡なども見て回りますので、あらためて地元の良さを見直すきっかけになったと言う人もいます」と副次的な効果も見逃せない。

健康ウォークは、現在、親睦会行事に移ったが、平成12年の春で16回を数えた。親睦会からは弁当と飲み物の補助はあるものの、休日に行われているため、あくまでも任意での参加ではある。しかし、毎回平均して50人程度の参加者があり、今では春と秋の恒例の行事としてすっかり定着している。

従業員の心とからだの健康があつてこそ

従来型の労働災害や疾病が影を潜め、さらに地域に根ざした健康づくり活動も着実に実を結んでいる十川ゴム徳島阿波工場。

しかし、福島課長は「まだまだ課題はあります」と謙虚に話す。そのひとつが、メンタルヘルス対策。



気軽に血圧測定に応じるのも従業員とのコミュニケーションのひとつ。

事業場におけるメンタルヘルス対策については、労災病院が電話相談窓口を設置する（本誌20号特集参照）など対応に力を入れる関連機関が増えている。また、本年6月には、労働省が設けた「労働者のメンタルヘルス対策に関する検討会」が『労働の場における心の健康づくり対策について』と題する報告書をまとめたところだ（本誌23ページ「情報スクランブル」参照）。

メンタルヘルスについては、ここでも例外ではなく、「精神的な面で悩みをもった社員が増えている」（福島課長）のが現状だという。

「肉体的な健康づくりももちろん大切ですが、これからは精神面での健康づくりにも力を入れていきたい。健康で明るい職場づくりが基本です。健康なくして生産性の向上はありませんから」と語る福島課長。

従業員一人ひとりの心の健康管理にも目を向け始めた同工場の産業保健活動。吉野川の流れのようにゆったりとした流れではあるが、これからも目が離せない着実な活動だ。

COLUMN

帽子の科学

インターネットショップ
文二郎帽子店 店長 西川多加子

昔、街中を歩くお父さんの頭には帽子が必ず乗っていました。単にオシャレのためというより健康を守るために欠かせないものでした。帽子をかぶると、夏は木陰の涼しさを感じ、冬はシャツ1枚の暖かさが加わります。

春夏の紫外線の影響についてはご存知でしょうが、「免疫力の低下」以外にも、「光(ひかり)老化」というものがあるそうで、年齢を重ねて起こる「老化」とは違い、紫外線を浴びることにより皮膚の弾力性が失われ、シミ・シワが出来ると言われるものです。これらを避けるためにも夏の帽子の役割は大きく、紫外線対策にはツバ巾が7cm以上だと効果がより上がります。

夏の帽子の中で特に涼しいのは天然素材のもの。頭の中で風が抜けるのを感じます。代表的なものはパナマ、カンピ、モコラ、麻など。本物のパナマは、南米・エク



アドルのトキヤ草を乾燥させたものを手作業で編んだもの。パナマは防熱性、耐久力、通気性、軽さ、編みあがりの美しさ等総合的に最高の特質を持っています。ちなみに「ストローハット」と呼んでいるものは、麦わらのブレードをぐるぐると縫ったもので、カンカン帽などがそれ。

布製の帽子に比べて劣るところは一つ。旅行などで疊んで持ち運べないところ。しかし、天然素材でもナイロンの糸を編みこむことによって、ふわっと折り畳める帽子も登場しました。また、ビン皮（帽子の内側にある汗止めやサイズを決める役割をするリボン状のもの）も最近の傾向である抗菌素材で作られるなど紳士の帽子も少しずつ変化しています。

平成12年度 新設産業保健推進センター

福島産業保健推進センター

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号
ユニックビル9階
TEL024-526-0526 FAX024-526-0528

労働者の健康が企業の発展へつながることを信じて



小山 菊雄 所長

福島駅前のホテル辰巳屋にて、6月7日、福島産業保健推進センター（小山菊雄所長）の開所式が行われた。多数の参加があった。

開会の辞では、同センター小山所長より「県内の8つの地域産業保健センターへの“支援と連携”、産業医や保健婦・士への支援、専門スタッフによる事業者への産業保健活動支援などといった当センターの事業は、事業主のご理解が重要です。労働者の心身両面の健康維持は、企業の発展

につながることを信じております」と固い信念が述べられた。

また、来賓からは労働省労働基準局・野寺康幸局長、日本医師会・高瀬佳久常任理事、福島県医師会・嶋多門会長、西岸正人・福島労働局長より祝辞が述べられた。

最後は労働福祉事業団・高田勗医監の閉会の辞により、開所式の幕を閉じた。



福井産業保健推進センター

〒910-0005 福井県福井市大手町2丁目7番15号
安田生命福井ビル5階
TEL0776-27-6395 FAX0776-27-6397

労働者の安全と健康の確保を目指す



中上 光雄 所長

福井産業保健推進センター（中上光雄所長）は6月8日、ユアーズホテルフクイで関係者約90人を集め、開所式を行った。

式典には、労働省労働基準局労働衛生課の鶴田憲一課長、日本医師会の高瀬佳久常任理事らが、東京から来賓として駆けつけた。

開所のあいさつで、中上所長は「健康管理は、誰彼なく生涯を通じて一貫して行わなければならぬものであるが、企業が発展するためにも、働く



く者の安全と健康の確保が必要である」と語り、福井産業保健推進センターが県内の産業保健活動を支える拠点として活躍していきたいと話した。

また、来賓のあいさつでは、「近年、労働者のメンタルヘルス問題が社会的関心となっている。相談事業の積極的な展開などにより、産業保健ニーズに応える活動を」（鶴田課長）など、数多くのエールが送られた。

和歌山産業保健推進センター

〒640-8157 和歌山県和歌山市八番丁11
日本生命和歌山八番丁ビル6階
TEL073-421-8990 FAX073-421-8991

県下の産業保健活動を雄々しくリード



杉浦 實 所長

梅雨の合間、すばらしい晴天に恵まれた6月16日、ホテルアバローム紀の国において、和歌山産業保健推進センター（杉浦實所長）の開所式が行われた。式典には、荒竜夫・労働省労働基準局労災管理課長、白井保世・和歌山県福祉保健部長、冷水和雄・和歌山県医師会副会長ら約90人が駆けつけた。

冒頭の挨拶で、杉浦所長は急速に進む労働者の高齢化、生活習慣病の増加にふれ、加えて「単位



時間当たりの労働密度・認識がIT化によって変わり、無形の情報を高速に処理する現在の流れは、職場のストレスを増大させている」と現下の就業環境を憂慮。そして「当センターは和歌山県下の産業保健活動の拠点たらん」と高らかに宣言した。

また、祝賀会では、国枝建男・和歌山労働局長が、県下の産業保健の現状を鑑み「センターが、さらに県下の産業保健活動を推進してくれることを切望する」と力強く応援した。

山口産業保健推進センター

〒753-0051 山口県山口市旭通り2丁目9番19号
山建ビル4階
TEL083-933-0105 FAX083-933-0106

故宮本所長の遺志を継ぎ、業務に邁進する



小田 健一 所長代理



6月14日、ホテルニュータナカにおいて山口産業保健推進センター（小田健一所長代理）の開所式が行われた。開所式典に先立ち出席者一同が同センター設立に尽力されながら、6月4日に急逝された故宮本泰男所長の御冥福を祈り黙祷を行った。式典には、杉浦信平・労働省労働基準局安全衛生部計画課長、高瀬佳久・日本医師会常任理事、辻義雄・山口労働局長ら関係者約80人が出席した。

開会のあいさつに立った小田所長代理は「当セ

ンターの故宮本所長は、県内の産業保健活動の水準向上を切望していたが、心半ばにして逝去された。これからは故宮本所長の遺志を継ぎ、職員一同全力で業務に邁進する所存」と力強く宣言した。

また、来賓あいさつを行った藤井康宏・山口県医師会長は、「山口産業保健推進センターには山口県の産業保健の中核となって、活発な活動を開くことを期待する」と同センター設立に熱いエールを送った。

長崎産業保健推進センター

〒850-0862 長崎県長崎市出島町1番14号
出島朝日生命青木ビル8階
TEL095-821-9170 FAX095-821-9174

産業保健活動の拠点としての役割を果たす



石崎 駿 所長



6月9日、長崎厚生年金会館において長崎産業保健推進センター（石崎駿所長）の開所式が行われた。式典には、鶴田憲一・労働省労働基準局労働衛生課長、高瀬佳久・日本医師会常任理事、辻部隆・長崎労働局長ら関係者約80人が出席した。

冒頭あいさつに立った石崎所長は「働く人々の健康問題が多様化し、産業保健関係者の活動に対する社会の期待は大きい。職員一同県内の産業保健活動を支援し、その拠点としての役割を十分に

果たす所存」と力強く抱負を語った。

また、来賓祝辞として、井石哲哉・長崎県医師会長は、「産業保健全般に関する専門的な相談に対応できる機関ができたことは、大きな喜びである」と同センター設立に期待をよせた。

最後に館正知・労働福祉事業団名誉医監は、「産業保健活動に携っているすべての人を支援するセンターを目指してほしい」とエールを送り開所式をしめくくった。

職場における「心の健康づくり対策」の進め方を提言

労働者のメンタルヘルス対策に関する検討会報告書・労働省

労働省が平成11年5月に設けた「労働者のメンタルヘルス対策に関する検討会」（座長：櫻井治彦・中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長）は、6月5日、「労働の場における心の健康づくり対策について」と題する報告書をまとめた。

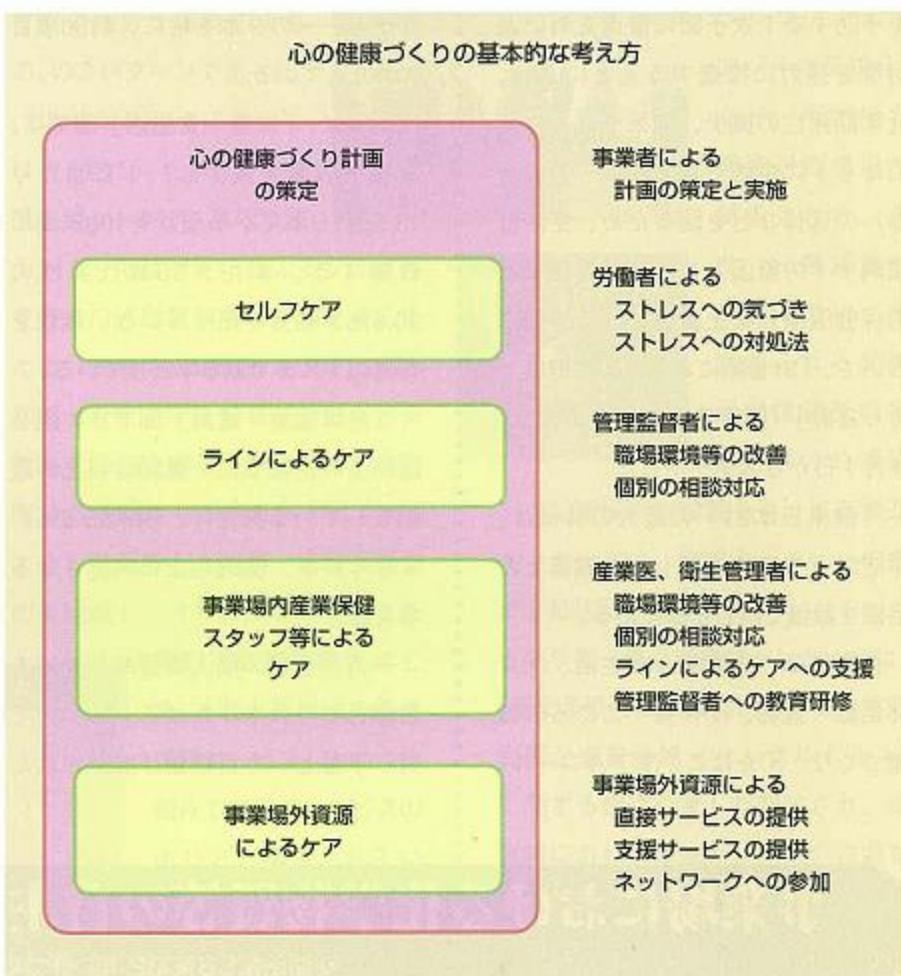
同検討会は、職場でストレスを感じる労働者が増加するなど職場におけるメンタルヘルス対策が重要な課題になっている状況等をふまえて設置されたもの。労働者の心の健康づくり対策について、11回にわたる検討会を行ってきた。

この報告書は、事業場における心の健康づくり対策の基本的な進め方や心の健康づくり対策について事業場で実施すべき事項、さらには行政および関係団体が支援すべき事項を提言したものである。

報告書では、まず、職場における心の健康づくり対策を、「労働者の労働生活の質を向上させ、ひいては事業場の生産性及び活力の向上にも寄与」とするものと評価。さらに「企業の生産性向上及び安全確保におけるリスクマネジメントとしての意義もある」との位置づけも行っている。

続いて、報告書では、心の健康づくり対策における主要な対策を以下の「4つのケア」、すなわち

- ① セルフケア—労働者が自ら行うストレスへの気づきと対処
- ② ラインによるケア—管理監督者が行う職場環境等の改善と相談への対応



③ 事業場内産業保健スタッフ等によるケア—産業医等による専門的ケア
 ④ 事業場外資源によるケア—事業場外の専門機関によるケア

——に分類し具体的な内容を示している。そして、個々の事業場では、これらの「4つのケア」をそれぞれ密接に連携させ継続的、計画的に取り組むものとし、そのためには、事業場の実状に合った「心の健康づくり計画」を策定することを提言している。

そして、「心の健康づくり計画」に盛り込むべき事項として、

- ① 事業場における心の健康づくりの体制の整備
 - ② 事業場における問題点の把握および4つのケアの実施
 - ③ 心の健康づくり対策を行うために必要な人材の確保および事業場外資源の活用
 - ④ プライバシーへの配慮
 - ⑤ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置
- の5項目を挙げている。
- なお、労働省では今後この報告書をもとに「心の健康づくり指針（仮称）」を策定し、関係事業者団体等に対し周知する予定である。

1次予防対策を推進し、健康寿命の延伸を図る

21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）・厚生省

厚生省は、生活習慣病などの発病を予防する1次予防に重点をおいた対策を強力に推進することにより、壮年期死亡の減少、痴呆や寝たきりにならずに生活できる期間（健康寿命）の延伸などを図るために、生活習慣病やその原因となる生活習慣などの保健医療対策上重要となる課題について、「21世紀における国民健康づくり運動」（健康日本21）を策定し、4月1日からスタートした。

「健康日本21」の最大の特徴は、平成22年までに達成したい健康上の目標を数値で示した点にある。

目標値は、①栄養・食生活、②身体活動・運動、③休養・こころの健康づくり、④たばこ、⑤アルコール、

⑥歯の健康、⑦糖尿病、⑧循環器病、⑨がん——の9本を柱に、約50項目にわたっている。

例えば、「栄養・食生活」面では、食塩摂取量を減少し、1日当たり13.5g摂られている現状を10g未満に改善する。また、30歳代男性の20.5%が朝食を摂っていない現状を15%以下にまで減らすとしている。

「身体活動・運動」面では、週2回以上の割合で、1回30分以上の運動をしている男性は、現状28.6%にすぎないが、39%以上に向上させる考えだ。

一方、当初、成人喫煙率の半減を目標としていた「たばこ」については、半減という目標値は撤回された

ものの、喫煙が肺がんだけでなく、心臓病や脳卒中などの発症リスクになることを100%周知するという新たな目標が掲げられた。また、公共の場や職場における分煙の徹底、禁煙支援プログラムの普及についても同様の目標が示されている。

同省は今後、目標達成のために、地方公共団体や各種健康関連団体などで構成する全国会議を組織するほか、省内に「健康日本21推進本部」を設置。地域保健事業や老人保健事業、医療保険者による保健事業などの連携を図るとともに、事業の一體的・効果的な実施に資するための環境整備を図り、健康日本21を総合的に推進していく考えだ。

事業場における化学物質等の自主管理の促進を図る

安衛法第58条第2項に基づく「化学物質管理指針」を公示・労働省

労働省は、事業者が行う化学物質等の自主管理を促進するため、本年3月31日、「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」を公示した。

今回の指針は、昨年5月の労働安全衛生法の改正で、化学物質等による健康障害を防止するために事業者が講じる措置について、「労働大臣は指針を公表する」（安衛法第58条第2項）とされたことを受けたもので事業者が実施する原則的事項を網羅している。

指針では、まず、事業者に対して化学物質等の適切な管理のための実施事項を定めた「化学物質管理計画」

を作成し、労働者に周知することを求めている。

この化学物質管理計画には、①労働安全衛生関係法令の遵守、②リスクアセスメントの結果に基づいた健康障害防止措置の策定と実施、③化学物質等の保管、貯蔵、運搬（輸送）などの適切な管理、④化学物質が大量に漏えいした際の労働者のばく露防止対策、⑤労働者の健康管理、——などを盛り込むこととしている。

また、化学物質等の有害性を特定したり、リスクアセスメントを実施する場合、事業者は「化学物質管理者」を指名し、技術的業務に当たら

せるよう促している。

さらに、具体的な実施事項として使用条件等の変更などの「作業環境管理」、ばく露を低減するような作業姿勢、作業方法等を選択するなどの「作業管理」、就業人数分以上の保護具の備え付けなどの実施を求めている。

事業者は、指針を踏まえた化学物質管理が求められることになるため、労働省は平成12年度より、①MSDSの通知対象物に係るモデルMSDSの作成・提供、②既存のMSDSの評価、③化学物質管理者研修の実施等の事業を柱とする化学物質管理支援事業を開始した。

地域産業保健センター、産業保健推進センターが 日頃の事業成果を大々的にアピール

第73回日本産業衛生学会

去る4月22日から26日まで、北九州小倉において第73回日本産業衛生学会が開催された。

地域産業保健センター（以下、地域センター）および産業保健推進センター（以下、推進センター）関係にあっては、これまでも同学会においては各センター長、所長をはじめとして、相談員等が一般口演やポスター発表などでその活動成果を随時発表してきた。そして今大会では、はじめて通常のポスターセッションとは別に、「地域産業保健・学術研究会展示」として特別にブースが設けられ、全国労働衛生機関とともに各センターが一堂に会す形で、その事業成果が展示された。

参加センターは、地域センターが20、推進センターが11の計31センター。1センター1区画に分けられた各ブースでは、写真・ポスター・プレゼン用のパワーポイントほかによる、見せ・読ませるための工夫を凝らした展示が行われた。ブースの平台には、各センターの調査研究報告書や各センターオリジナルの啓発用冊子やリーフレットなどが置かれ、多くの学会員の関心を集めた。

展示内容は、1) センターの活動記録をまとめ、ひろくアピールするもの、2) 個別の研究成果をまとめ報告するもの、3) 重点活動に絞っ

てその内容を報告するものの、3パターンであった。

地域センターにあっては、上記1) が中心で、安曇地域センター、高知地域センターでは視覚に訴えるグラフ等を使って活動実績をコンパクトにまとめ、宮崎中部地域センター、高岡地域センターでは16頁前後にわたる活動状況報告書も展示され、その充実した活動ぶりがアピールされた。また、地元の北九州西・小倉・門司の各地域センターは、3センター合

同で活動報告書をまとめ、「北九州地域の産業保健サービス」という枠組みで今後のサービスのあり方が構想されていた。さらに3) の重点活動という点においては、水戸地域センターにおける産業医研修会の実績報告書が目をひいた。平成5年の開所以来、20回、のべ1500名の参加を得ている同研修会の実績がまとめられていた。

産業保健推進センターにあっては、2) の個別研究成果の報告が多くみられた。福岡推進センターにあっては、継続的に行われている「粉じん作業場の実態調査」の一環として、「溶接作業場の粉じん濃度の実態調査」結果がまとめられ、千葉推進センターの「喫煙対策調査結果」、埼玉推進センターの「産業保健調査研究結果に関する周知・広報活動の試み」、神奈川推進センターの「ダスト



ランプによる工アルの可視化」など、専門的な調査研究成果が報告された。また、三重推進センターでは、個性あふれる産業保健情報誌の編集・製作の過程とその成果物が披露され、京都推進センターでは、地域センターへの支援活動状況が報告された。

さらに、鹿児島推進センターでは、「鹿児島県北西部地震における災害の影響と産業保健（メンタルヘルス）に関する調査研究」が報告され、災害時における推進センターの役割を強く印象づけた。この視点は、同学会の他の研究セッションにおいても、茨城推進センター村上正孝所長により、東海村の「臨界事故」時のセンターの対応が語られるなど、今後推進センター事業の大きな特徴（役割）のひとつとして注目されるものである。

地域センターと推進センターは、先般労働省より公表された「労働者のメンタルヘルス対策に関する検討会報告書」の中の「事業場外資源」のひとつとして位置づけられ、これまで以上にそのコンサルテーションサービスの充実が期待されている。同学会でのデモンストレーションは、その期待に応えうる手応えを感じさせるものであった。



合計3時間の喫煙対策教育カリキュラムを策定

「職場における喫煙対策推進のための教育実施要領」を通達・労働省

労働省は、今まで以上に職場における喫煙対策を推進するため、「職場における喫煙対策推進のための教育実施要領」を定め、都道府県労働局長に通達（平成12年3月31日 基発第217号）した。

この実施要領は、職場の喫煙対策担当者などに対し、平成12年度から全国の快適職場推進センターで開催される喫煙対策教育の内容を示したもの。合計3時間におよぶ教育カリ

- キュラムを示している。
- 教育カリキュラムの構成は、
 ① 喫煙の労働者への影響（0.5時間）
 ② 職場における喫煙対策の進め方（1.0時間）
 ③ 喫煙対策事例の発表及び意見交換（1.5時間）
- となっているが、とりわけ③を重視している。
- ③は、「実際に職場に喫煙対策を推進する際に生じる様々な課題及びそ
- の解決策について、グループ討議を行うことによって、具体的な事例に接し、受講者が、当該事業場に応じた適切な喫煙対策を円滑に実施できるようにするために実施するもの」と位置づけられている。
- そして、1グループ当たりの人数は10人程度とし、2~3グループごとに講師、快適職場アドバイザーなどを助言者として置くなど、具体的な実施方法を示している。

産業保健

産業医科大学産業生態科学研究所 編著

この一冊 喫煙の科学－職場の分煙テキストブック

労働調査会 刊



日本たばこ産業株式会社
渉外企画部部長 秋山幸雄

喫煙による健康影響、さらには職場における喫煙について社会的関心が高まっている昨今、まことに時宜を得た本が出版された。

平成8年2月、労働省から「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が公表され、多くの事業場で職場の喫煙のあり方の検討が進められるようになってきた。しかしながら、一口に職場の喫煙対策といっても、多様な側面をもっている。例えば、「たばこを吸う人と吸わない人の協調ある共存のあり方とは」、「施設管理者は、喫煙者、非喫煙者双方の満足が得られ、かつ施設の利用目的や利用実態に応じた分煙措置をどのように取ることが望まれているか」、「各々の事業場の実態に即していると同時に、たばこが広く社会的に受け入れられている事実を考慮した取組みはいかにあるべきか」といった数々の疑問が、運用の上で出

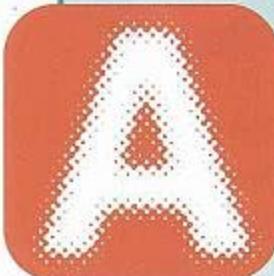
てくることであろう。それらに答えてくれるのが本書である。

執筆者はすべて産業医科大学産業生態科学研究所の研究者であり、労働衛生工学、環境中毒学、呼吸病態学などの専門家が、環境たばこ煙、受動喫煙の健康への影響、受動喫煙のばく露指標、喫煙対策、喫煙対策事例について解説している。といっても、専門家のみを対象に書かれたものではなく、イラストを多用し、またセクションごとにポイントをまとめるなどの工夫がされており、非常に読みやすいものとなっている。また、職場の分煙対策の章においては、写真を交えながら多くの実例を紹介しており、これから職場の分煙対策を考えようとする方、現在の対策がうまく進んでいない方などにとって、非常に参考になることは間違いない。職場において喫煙対策を実際に進めている労働衛生スタッフ、喫煙対策担当者等のための教材や参考書として活用されることはあるより、経営者、管理者等にも是非お読みいただきたい1冊である。





研究部門の作業環境測定は必要か



当社および系列会社（ともに化学薬品メーカー）には研究部門がありますが、現在のところ、作業環境測定は行っておりません。粉じんが発生することもあり、少量ですが鉛と有機溶剤と特定化学物質を使用しております。当社の場合、作業環境測定を行う必要がありますか。また、当社には作業環境測定士が1人おりますが、この従業員が測定を行う場合、作業環境測定機関の登録が必要ですか。

業務の内容によって法の規定あり



結論から言いますと、作業環境測定は、粉じんと鉛については必要がなく、有機溶剤と特定化学物質については必要があり

ます（しかしながら、労働安全衛生法は最低基準を示したものですから、法の規定対象外であっても、一度は測定して、現状の把握をすることをお勧めします）。

作業環境の測定は、基本的に労働安全衛生法第65条および同施行令第21条に定められています。安衛法および同施行令によると、粉じん、鉛、有機溶剤、特定化学物質は該当しますが、いずれも「労働省令で定めるもの」となっており、詳細は粉じん則、鉛則、有機則、特化則に個々に規定されています。それを見ると、次のとおりです。

粉じんについては、粉じん則第25条に作業環境測定の規定があります。測定対象は、常時、特定粉じん作業が行われる屋内作業場です。この「特定粉じん作業」は、粉じん則第2条第1項第2号および第3号にあるとおりで、具体的には粉じん則別表第2に作業場が列挙されています。この別表には「試験又は研究の業務」はありません。

鉛は、鉛則第52条に規定があります。測定対象は安衛令第21条第8号に掲げる屋内作業場、すなわち安衛令別表第4第1号から第8号まで、また第16号に掲げる鉛業務を行う作業場です。これは「試験又は研究の業務」は入っていません。

有機溶剤は、有機則第28条に規定があります。

測定対象は、業務別挙方式で、安衛令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤業務のうち、有機則第3条第1項の業務を除く業務です。この有機溶剤業務は、有機則第1条第1項第6号ルに「有機溶剤を用いて行う試験又は研究の業務」に規定されています。なお、有機則には、第2条に適用除外についての規定がありますが、測定は除外されていません。

特定化学物質については、特化則第36条に規定があります。測定対象は安衛令第21条第7号に掲げる作業場、すなわち安衛令別表第3第1号もしくは第2号に掲げる特化物、すなわち第1類物質および第2類物質（1部例外あり）を製造もしくは取扱う作業場で、業務の規定はありませんので、「試験又は研究の業務」であっても測定対象となります。

作業環境測定を行う場合、作業環境測定機関の登録の必要性の有無については、自社の作業環境測定士が自社の測定をする場合は、特に作業環境測定機関の登録の必要はありません。その場合、測定は「作業環境測定基準」に則って行うのはいうまでもありません。

しかし、系列会社の測定は、系列会社は別法人ですので、貴社の測定士が自社測定のつもりで測定を行うことはできません。作業環境測定機関の登録が必要になります。

なお、作業環境測定機関の登録は、都道府県労働局の労働衛生担当課が窓口となっています。



結核療養後に職場復帰する社員への対応は



定期健康診断で39歳の男性社員が胸に異常な陰があると指摘され、精密検査を受けたところ、「結核の初期」と診断されました。長期入院などの指示はなく、しばらく療養して職場復帰する予定となっています。ところで、職場の周りの人がその社員が結核と診断されたことにうすうす気がついて、噂にしているようです。こうした社員を受け入れる職場ではどのような対応をしたらよいのでしょうか？



プライバシーを守り、温かく迎えるのが大切

下火になったと思われていた結核患者の新規発生数が38年ぶりに増加に転じ、大きな問題になっています。その特徴として、見つかったときにはもう排菌している（他の人にうつす状態）ほど重症の患者が増えていること、20代、30代（青壮年）の人も悪化して見つかることが多くなったこと、70歳以上が全体の3分の1以上を占めていること、が挙げられています。99年7月26日には厚生省より結核緊急事態宣言も出されました。

今回の回答は、病院等でない普通の工場、事務所において結核と診断された患者が出た場合の対応についてお話ししたいと思います。まず、患者本人については、担当した医師は結核患者であると診断したときは2日以内に保健所に届け出る義務があります（結核予防法第22条）。また医療費については治療を受けるために必要な費用を都道府県が負担することになっており、結核医療費公費負担申請書を当該患者の住所を管轄する保健所に提出します（同法第34条、35条）。

事業所としての対応は、患者が排菌していたかどうかによって大きく異なります。結核になったとしても初期の段階で発見すればほとんどの場合、周りにうつす恐れはなく、6か月から9か月の治療で全治します。この場合の治療のほとんどは、

学校や職場を休まずに受けることができますので、事業所としては、患者のプライバシーを守る意味で大騒ぎをせずに、主治医、保健所、産業医などとよく相談し、その方のフォローをしてください。

結核の症状が進むと、体外に排菌するようになりますので、その患者が塗抹検査などで陽性であって排菌が確かめられると、入院して治療することになります。そうした場合には、感染が及んでいないか、席が隣りであった周囲の人や接觸があった人のエックス線撮影やツベルクリン反応検査などの定期外健診を行う必要がありますので、保健所および産業医の指示に従ってください。

しかし、そのような場合でも、患者本人が退院後復帰する際には、一緒に働きたくないといったような差別的な雰囲気が生じないよう、周りの方の理解を得るような配慮をしてください。他の人に感染させることができなくなってしまってもどってきた方を、温かく見守ってあげ早く治るように援助するのが、共同生活している社会でのお互いのルールといえます。

なお、結核の早期発見のためには、寝汗微熱、咳が2週間以上続くなどの症状があった時には早めに受診することが肝要です。



法定の特殊健診と特定業務従事者の健診の内容は

労働安全衛生法が定めている健康診断の中には、有害な業務に従事している労働者に対する特別の項目の健康診断と、特定業務従事者に対する健康診断がありますが、業務の種類と健康診断の内容について教えてください。

業務内容に応じて、法定項目を確實に実施するのが大切

有害な業務に従事している労働者に対しては、医師による特別の項目の健康診断を行わなければなりません(安衛法第66条第2項)。

有害な業務は、労働安全衛生法施行令第22条に定められていますが、健康診断項目については、以下の特別規則にそれぞれ定めています。

- ① 高圧室内業務および潜水業務—高気圧作業安全衛生規則(第38条)
- ② 放射線業務—電離放射線障害防止規則(第56条)
- ③ 特定化学物質の製造・取扱作業に係る業務—特定化学物質等障害予防規則(第39条、別表第三)
- ④ 鉛業務—鉛中毒予防規則(第53条)
- ⑤ 四アルキル鉛業務—四アルキル鉛中毒予防規則(第22条)
- ⑥ 有機溶剤の製造・取扱作業に係る業務—有機溶剤中毒予防規則(第29条)
- ⑦ じん肺法によるじん肺健康診断(第3条) *専法のため特別規則ではない。

特定業務従事者に対する健康診断は、労働安全衛生規則第45条に定める特定業務について行わなければなりません。この特定業務は、安衛則第13条第2項の「イ～ワ」に掲げる業務です。

すなわち、暑熱な場所での業務、寒冷な場所での業務、有害放射線取扱業務、じんあい等の飛散場所での業務、異常気圧下の業務、振動作業での業務、重量物取扱い業務、騒音の場所での業務、坑内での業務、深夜業を含む業務、有害物を取り扱う業務、有害物のガス・蒸気・粉じんの発散場所での業務、病原体に汚染する業務のことです。

この特定業務に常時従事する労働者に対する健康診断は、安衛則第44条に定める医師による一般健康診断を6か月以内ごとに1回定期に実施しなければなりません。

なお、有害な業務従事者でも特定業務に該当する場合には、特殊健診に加えて一般健康診断も実施することになります。



全衛連が「労働衛生機関評価制度」をスタート

83の健診サービス機関を“評価基準を達成しているもの”と認定

労働安全衛生法が定める健康診断の実施に当たっては、多くの事業場が労働衛生機関などに委託しているのが現状だが、これまでこうした機関が提供する健診サービスを総合的に評価する制度はなかった。

こうした中、社団法人全国労働衛生団体連合会は、第三者機関として、学識経験者、事業者および労働者の代表からなる「労働衛生機関評価機構」を設け、労働衛生機関を一定の基準をもって評価し、良質な労働衛生サービスを提供できる機関を認定するという「労働衛生機関評価制度」をスタートさせた。その第1回

の評価結果が平成11年11月に、第2回が平成12年6月に発表され、合わせて83の労働衛生機関が「評価基準を達成しているもの」との認定を受けた。

言うまでもなく、この制度の趣旨は各機関をランク付けすることではない。しかし、認定を受けるには広範にわたる厳しい審査をクリアしなければならないことから、認定機関の提供するサービスが良質で高い水準にあることは間違いない。健診の実施機関を検討する際の指標としてこの制度を積極的に活用していただきたい。

認定を受けた労働衛生機関一覧

機関名	郵便番号	所在地	TEL
(財) 北海道労働保健管理協会	003-0024	札幌市白石区本郷通3丁目南2-1-3	011-862-5030
(財) 結核予防会北海道支部	060-0033	札幌市中央区北3条東3丁目	011-231-3441
(財) 岩手県予防医学協会	020-8585	盛岡市永井14地割4-2	019-638-7185
(財) 宮城県労働衛生医学協会	983-0031	仙台市宮城野区小鶴1-21-8	022-251-7261
(財) 福島県保健衛生協会	960-8550	福島市方木田字水戸内19-6	024-546-0391
(財) 福島県労働保健センター	960-0114	福島市沖高字北貴船1-2	024-554-1133
(財) 茨城県総合健診協会	310-8501	水戸市笠原町上組489-5	029-241-0011
(財) 栃木県保健衛生事業団	320-8503	宇都宮市駒生町3337-1とちぎ健康の森3F	028-623-8181
(財) 両毛労働衛生センター	372-0825	伊勢崎市戸谷塚町629-1	0270-32-7575
(財)埼玉県健康づくり事業団	338-0824	浦和市上大久保519埼玉県浦和大久保合同庁舎内	048-859-5160
(医社) 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座1-10-10	048-773-1111
(財) 君津健康センター	299-1141	君津市君津1	0439-55-6889
(財) 千葉県予防衛生協会	260-8511	千葉市中央区千葉港5-25	043-246-0350
(財) 結核予防会千葉県支部	260-0001	千葉市中央区都町1-1-20	043-231-5301
(財) 全日本労働福祉協会	142-0064	品川区旗の台6-16-11	03-3783-9411
(財) 健康医学協会	102-0094	千代田区紀尾井町4-1ニューオータニ9F2901	03-3262-1931
(財) 東京都予防医学協会	162-8402	新宿区市ヶ谷砂土原町1-2保健会館	03-3269-1121
(財) 日本予防医学協会東日本支部	135-0011	江東区扇橋1-21-25	03-3649-6111
(社) 労働保健協会	170-0013	豊島区東池袋1-43-11	03-5979-1200
(財) 労働衛生協会	168-0072	杉並区高井戸東2-3-14	03-3331-2251
(財) 労働医学研究会	112-0012	文京区大塚3-5-2	03-3946-6651
(医社) 日健会	136-0071	江東区亀戸6-56-15	03-3684-3971
(医社) 同友会	113-0024	文京区西片1-15-10	03-3816-2250
(財) 愛世会愛誠病院	173-8588	板橋区加賀1-3-1	03-3961-5351
(医社) 進興会進興クリニック	142-0051	品川区平塚2-18-19	03-3787-0655
健康事業総合財団(財) 東京顕微鏡院	102-8288	千代田区九段南4-8-3-2	03-5210-6601
(財) 神奈川県予防医学協会	231-0021	横浜市中区日本大通5-8日本大通ビル	045-641-8501
(財) 神奈川県労働衛生福祉協会	240-0003	横浜市保土ヶ谷区天王町2-44-9	045-335-6900

機関名	郵便番号	所在地	TEL
(財)京浜保健衛生協会	213-0022	川崎市高津区千年1016	044-766-3004
(医)興生会相模台健診クリニック	228-0001	座間市相模が丘6-27-43	046-256-9235
(社)新潟県労働衛生医学協会	951-8133	新潟市川岸町1-39-5	025-267-1200
(財)健康医学予防協会	950-0893	新潟市はなみずき2-10-35	025-279-1100
(財)北陸予防医学協会	930-0177	富山市西二俣277-3	076-436-1238
(財)石川県予防医学協会	920-0365	金沢市神野町東115	076-249-7222
(社)長野県労働基準協会連合会松本健診所	399-0002	松本市芳野14-23	0263-27-0098
(財)労働衛生協会会长野県支部	399-0422	上伊那郡辰野町平出平田1994-2	0266-41-3018
(財)中部公衆医学研究所	395-0051	飯田市高羽町6-2-2	0265-24-1777
(財)岐阜県産業保健センター	507-0801	多治見市東町1-9-3	0572-22-0115
(社)岐阜県労働基準協会連合会	501-6133	岐阜市日置江4-47	058-279-3399
(財)東海検診センター	410-0003	沼津市新沢田町8-7	0559-22-1157
(社福)聖隸健康診断センター	430-0906	浜松市住吉2-35-8	053-473-5501
(財)静岡県産業労働福祉協会	421-0113	静岡市下川原6-8-1	054-258-4855
(社福)聖隸福祉事業団聖隸予防検診センター	433-8558	浜松市三方原町3453-1	053-439-1111
(財)全日本労働福祉協会東海支部	457-0044	名古屋市南区樋下町2-4	052-822-2525
(医)豊昌会豊田健康管理クリニック	473-0907	豊田市竜神町新生155	0565-27-5550
(財)近畿健康管理センター三重事業部	514-0051	津市納所町42-1	059-225-7426
(医)築港病院健康管理センター	510-0059	四日市市尾上町7-6	0593-51-1771
(財)近畿健康管理センター	520-0821	大津市湖城が丘19-9	077-525-3233
(財)滋賀保健研究センター	520-2304	野洲郡野洲町永原上町664	077-587-3588
(財)京都工場保健会	604-8472	京都市中京区西の京北壱井町67	075-802-0131
(財)京都予防医学センター	604-8491	京都市中京区西の京左馬寮町28	075-811-9131
(医)崇孝会北摂クリニック	567-0826	茨木市大池1-10-37	0726-33-3313
(財)日本予防医学協会関西支部	530-0047	大阪市北区西天満5-2-18高橋ビル東館	06-6362-9041
(財)関西労働保健協会	530-0001	大阪市北区梅田3-1-1大阪ターミナルビル17F	06-6345-2210
(財)近畿健康管理センター大阪事業部	532-0011	大阪市淀川区西中島5-13-9新大阪森ビル3F	06-6304-1513
(医)恵生会健康管理事業部	579-8036	東大阪市鷹殿町7-4	0729-82-5501
(財)兵庫県予防医学協会	658-0046	神戸市東灘区御影本町4-4-20	078-811-8181
(社)姫路市医師会	670-0061	姫路市西今宿3-7-21	0792-95-3327
(社)西宮市医師会	662-0913	西宮市染殿町8-3	0798-26-0662
(医社)神鋼会健診センター	651-0072	神戸市中央区臨浜町1-4-47	078-261-4356
(財)兵庫県健康財団	652-0834	神戸市兵庫区本町2-3-34	078-652-0030
(財)鳥取県保健事業団	680-0061	鳥取市立川町6-176	0857-23-4841
(財)島根県環境保健公社	690-0012	松江市古志原1-4-6	0852-24-0013
(財)淳風会健康管理センター	701-0203	岡山市古新田1112	086-281-5050
(財)広島県集団検診協会	730-0051	広島市中区大手町1-6-2	082-248-4114
(財)中国労働衛生協会	721-0942	福山市引野町5-14-2	0849-41-8211
(財)広島県環境保健協会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1	082-293-1511
(医社)朋仁会広島中央健診所	730-0013	広島市中区八丁堀10-10	082-228-1177
(財)山口県予防保健協会	753-0811	山口市吉敷3325-1	083-933-0008
(財)西日本産業衛生会北九州産業衛生診療所	805-0017	北九州市八幡東区山王1-11-1	093-671-8110
(財)西日本産業衛生会北九州健診診療所	803-0811	北九州市小倉北区大門1-6-12	093-561-0030
(財)九州産業衛生協会	830-8583	久留米市中央町32-24	0942-34-3307
(財)福岡労働衛生研究所	815-0081	福岡市南区那の川1-11-27	092-526-1033
(財)日本予防医学協会西日本支部	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-19-5博多石川ビル	092-473-0547
(財)九州健康総合センター	805-0062	北九州市八幡東区平野3-2-1	093-672-6050
(医社)高邦会高木病院	831-0016	大川市大字酒見141-11	0944-87-0001
(財)長崎県総合保健センター	859-0401	西彼杵郡多良見町化屋名986-3	0957-43-7131
日本赤十字社熊本健康管理センター	862-8528	熊本市长嶺南2-1-1	096-384-2111
(財)大分健康管理協会大分総合健診センター	874-0023	別府市北石垣深町851	0977-66-4113
(財)西日本産業衛生会大分労働衛生管理センター	870-0193	大分市高城南町11-7	097-552-7788
(社)鹿児島県労働基準協会	892-8550	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-3621
(財)鹿児島県民総合保健センター	890-8511	鹿児島市下伊敷3-1-7	099-220-2332
(財)沖縄県総合保健協会	901-1192	島尻郡南風原町宇宮平212	098-889-6474

「従業員第一」を心身に刻み込む

「天職」という語がある。人に生まれながらに備わった資質を、あますところなく発揮できる職業——くらいの意であろう。普通の人には縁がない語だ。その資質がよほど際立っているか、あるいはよほど運がよいか。いずれかの場合でなければ出会えはしない。

今回、本シリーズにご登場いただく浦田利子さんは、父が医師、母が看護婦という家庭で育った。医療系の大学に進学したのが自然なことなら、月日を経て、今、職場で看護職に就いているのも、また自然なことといっても間違いではないだろう。ご本人の「父や母の姿を見て育ちましたから、本当に人のためになる、人が

心から喜んでくれる、そんな仕事に就きたかったし、医療関係の道を選んだのもごく自然のことでした」との言葉に、何のてらいもない。

浦田さんは、現職に就く以前、学校を卒業した後に、臨床看護、養護教育、産業保健（人間ドックに係る健康指導など）などに職を得ているが、それは、資格などの有無——看護婦、教員、保健婦などの資格は学生時代に既得していた——とは別に、幼い頃から培われてきた職業観によるところが大きい。だから、浦田さんの熱心な仕事振りは、“積極的”とか“前向き”とは微妙に異なるのだろう。軽やかでありながら、しっかりとした足取りなのだ。

置かれた立場のなかで 徐々に活動半径を拡大

現在、浦田さんが勤務しているのは、いすゞ自動車藤沢工場。総務部は安全健康管理課で保健婦を務める。従業員数は約5000人（派遣、構内下請けなどを除く）。対する健康管理スタッフは、産業医こそ3名おり、看護婦も6名、事務員3名（衛生管理者1名を含む）、ヘルスケアトレーナー2名と充実しているかの体だが、保健婦は浦田さんただひとり。いささかバランスを欠く感もある。

だが、浦田さんからは一切の不満の表情は読み取れない。もとより、企業という組織のなかでの保健活動であることは承知の上。一定の制約があるなかで、自らの仕事を充実させ、徐々にではあるが、その活動半径を広げていくことに力を注いでいるかのようである。「例えば、現在、パソコンを100%使い切れていると言えば否でしょう。より多くの情報をいかに処



いすゞ自動車株式会社藤沢工場
安全健康管理課シニア・スタッフ

浦田利子さん

■会社概要

いすゞ自動車(株)藤沢工場
設立:昭和36年
従業員数:5000人
所在地:神奈川県藤沢市



健診のデータをはじめ、様々な情報を活用するため、パソコンのさらなる活用を。



スタッフの方々と。右端は衛生管理者の井ノ口芳子さん。

理して有効に活用できるか。今、この辺が課題でしょうか。なんとか頑張っています」と浦田さん。
無理のない答え。自然体を、どこまでも崩さない。

自ら様々な活動を仕掛け 「産業保健」を知らしめる

さて、浦田さんが勤めるいすゞ自動車藤沢工場。保健活動は、各種の健康診断を核に、その評価と事後指導などを、システムティックに、かつダイナミックに行っている。一流企業として恥じない内容をもつてゐるが、このなかでの浦田さんの動きは興味深い。

浦田さんが常駐する健康相談室。月間15~20件もの予約相談があるが、これは、浦田さんが同社に赴任する際にその設立を強く望んだもの。ほどなく会社に認められて開設した。この経緯を知る安全健康管理課・宮下秀昭課長は、「当初こそ利用者は少なかったが、浦田さんの“顔が売れる”について利用者も増えてきました」と振り返る。浦田さんはといえば「背景に、メンタルヘルスの問題を中心とした深刻な案件が増えていることが挙げられます」といたって冷静に分析する。

ただし、宮下課長の言うように、好むと好まざるとに関わらず、浦田さんの“顔が売れてきた”のも事実であったようだ。

例えば、入社後の1年間、安全健康管理課のパトロールおよびその反省会に参画している。「産業保健のなんたるかを知るには現場を知ることが最も大切だと考えて、当時の上司に頼み込んだ」とはご本人の弁。また、毎月1回独身寮に赴いて個別相談を行っている。これは、「現業職などは全国各地から集まつてくる。



訪ねた日は、折りしも健康診断の直前。その準備に余念がない。隣は看護婦の真田直美さん。浦田さんの勧めもあり、各種の研修会に参加するなど、産業保健、産業看護の勉強に熱心とか。

生活が変わって精神的にまいってしまう子もでてきますから…」との由。いずれにしても、自身の手掛けた活動によって、“顔”はもちろん産業保健活動の一端を皆に知らしめてきたものでもあった。

“患者第一”を学び、 今“従業員第一”に

日頃の浦田さんは、「けっこうアバウト」であり「こわい者知らずと言われることもしばしば」とか。しかし、こうした性向も仕事を進める大きな力に変えてしまう浦田さん。やはりご本人の持つ資質に目を向けるを得ない。

「ともかく、学生時代から臨床看護婦の時代には『患者第一』ということをたたき込まれてきましたし、両親もそうしていました。それは産業保健に携わっている今も大きく変わらない。あえていえば『従業員第一』ということでしょう」と浦田さん。そこに照準を合わせれば、迷うことはない。もって眞すべきことであろう。

熱中症の予防にはこまめな休憩と水分の補給が大切

熱中症による死亡災害発生状況（平成9年～11年分）・労働省

労働省がまとめた「熱中症による死亡災害発生状況（平成9年～11年分）」によると、熱中症による死亡災害は、昼の休憩時間と13時台を除く、11時から17時に多発していることがわかった。

この調査は、熱中症による死亡災害の防止を目的に行なったもので、①死亡災害発生件数の推移（平成元年～11年）、②月別被災状況（平成9年～11年）、③時間帯別被災状況（同）、④被災者の年代別被災状況（同）、⑤業種別被災状況（同）、⑥作業日数別被災状況（同）を調査している。

死亡災害の発生件数は、平成6年と7年に猛暑により20件台を数えた後、ここ数年10件前後で推移していたが、平成11年には猛暑により20件となった。

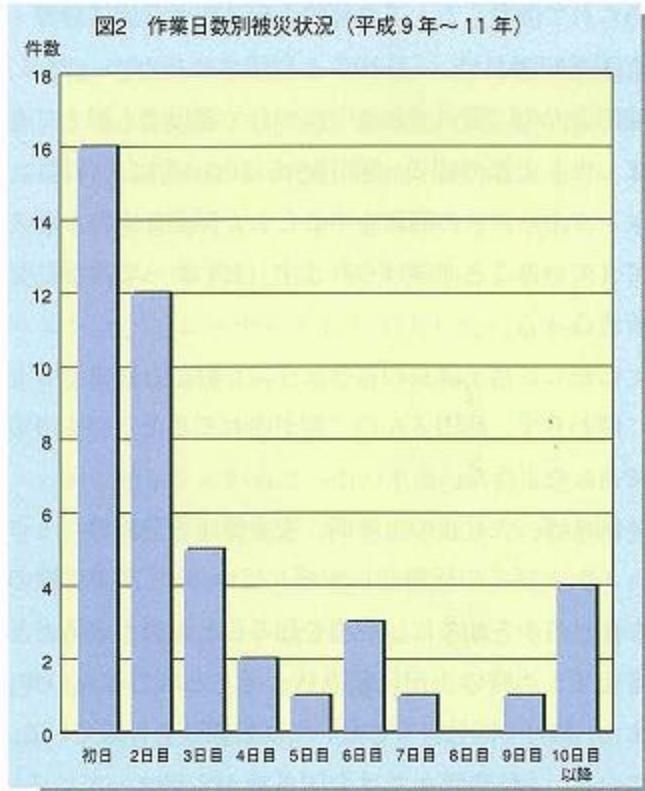
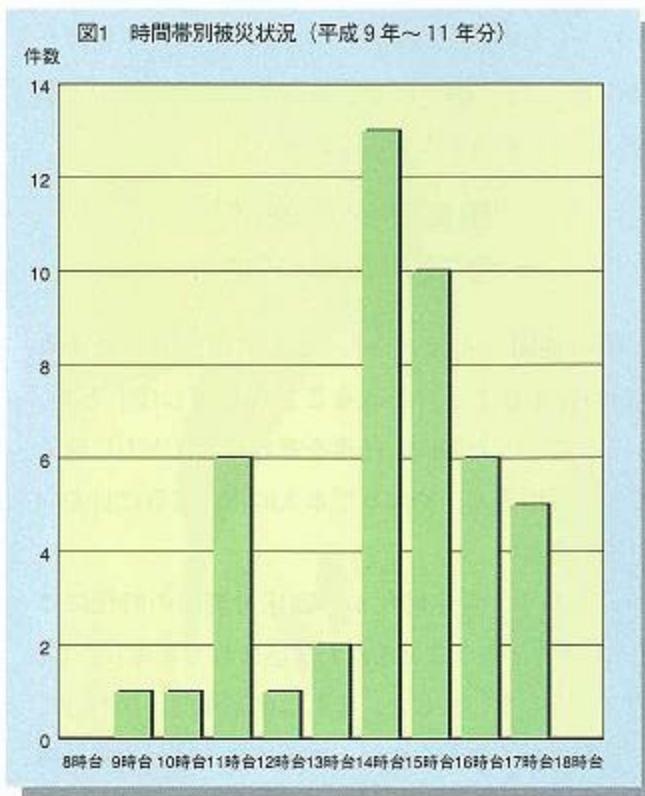
時間帯別では11時から17時という気温が高い時間帯に多発している一方、昼の休憩時間および13時台は少ない（図1）。これは休憩時間中および休憩直後の時間

帯には発生が抑制されていることを示しており、同報告では「作業中のこまめな休憩と十分な水分および塩分の補給が熱中症の予防には重要である」としている。

業種別では、「建設業」が45件中36件（平成9年～11年）と圧倒的に多い。これは炎天下での屋外作業に起因しており、他の業種でもほとんどの場合が屋外作業で発生している。

作業日数別被災状況では、全体の7割以上が作業開始初日から3日目までの間に発生している（図2）。作業開始から数日の間の重点的な予防対策が肝要だといえよう。

熱中症の予防および早期発見のポイントについて同報告は、「作業中のこまめな巡回と作業者の健康状態の確認」と「熱中症の症状が見られた場合は、たとえ症状が軽いと思われる場合でも、すぐに医師の治療を受けさせること」が重要だとしている。



いつも自然体で

あるとき、いかにも不健康そうな記者がこんな質問をしてきました。

「陣内さんにとって健康って何ですか」

分かりやすそうで分かりにくい質問です。

「まあ、自然体でいることかなア」

との私の答えに、今度は記者氏が分かりにくそうな顔。そして次のような言葉が返ってきました。

「だって現役の頃、いつも厳しい顔してたでしょう。今、TVとかで見ると笑顔、笑顔だもの」

ずいぶん印象が変わったので、それが“不自然”に思えたのでしょうか。

確かに現役の選手時代、皆さんに目にする私は厳しい表情だったと思います。それは、他の選手たちに弱みを見せないということだし、また、試合前の緊張感なんかもあったでしょう。実際、当時は勝つためによいと言われていることは、何でも積極的に取り入れていた頃です。厳しい表情だったのも、ごく自然のことだったんです。

一方、今、私は皆さんに色々な情報を伝える立場にいます。良いスタッフに囲まれ、ときには取材した選手に“元気”を貰ったりと、恵まれた環境にあります。そんななかで私が心掛けていることは、私の発信した情報を皆さんに気持ちよく受け取って貰うことです。誰だって怖い顔をした人の話を聞くのは気分のよいものではないでしょう。伝える側の私だって気持ちよく伝えたい。だから、皆さんに見せる笑顔は、やっぱり自然なんですよ。

私が打つシャトル。拾われたくなかった選手時代は厳しい顔でした。しっかり受け取めて欲しい今は笑顔。これはけっして矛盾しません。私のなかでは、どちらも自然体ということです。



スポーツキャスター

陣内貴美子

ヨネックス所属

ところで、ひとくちに自然体と言っていますが、これは、もちろん勝手気ままに振る舞うことではありません。身体や心のバランスをほどよい状態に保つくらいの意味になると思います。で、これがけっこう難しい。

さいわい、私にはアスリートとしての経験がありました。試合に向けて心身を最もよい状態にもっていくよう、常に心掛けていたわけです。とくにオリンピックのような大舞台では、大きなプレッシャーのなかでよい状態をつくる。たいへんな作業になるんですが、こんな経験が今の私の大きな財産になっています。

今の自分のベストパフォーマンスは何か、では、今何をしたらよいか——何か壁にぶつかったときでも、ともかく前を向いてがんばってみること。だって、うしろを向いていてはバランスなんてとれないでしょう。体も心も前を向いて、です。

さて、まだキツネにつままれたような顔をしている記者氏。私が「なかなか逢うことができない熊本の両親に、メディアを通じて元気にやっていく姿を見せたい。だから健康で、がんばっていきたいというのはありますヨ」といったら、ようやく分かってくれた様子。

やっぱり最後は笑顔で締めなきゃね。

Essay
エッセイ

- 3・17 基発第146号
「安全文化」の創造に向けた取組の推進について
- 3・30 基発第207号
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について
- 3・30 事務連絡
改正労働安全衛生規則の施行に伴う病者の就業禁止に関する運用について
- 3・31 基発第212号
「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」について
- 3・31 基発第214号
「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針の一部を改正する指針」の周知等について
- 3・31 基発第217号
職場における喫煙対策推進のための教育の実施について
- 3・31 基発第233号の3
変異原性が認められた化学物質の取扱いについて
- 3・31 事務連絡
職場における喫煙対策推進のための教育を実施するに当たっての留意事項について

編集後記

今号の特集では、本年4月から導入された、深夜業従事者の自発的健康診断制度を取り上げました。

自発的健康診断は、深夜業従事者の健康管理の充実を目的に設けられた制度ですが、従来から、深夜業従事者には年2回の特定業務従事者の健康診断と、その結果に基づく事後措置が義務づけられているわけですから、自発的健康診断制度に頼ることなく、深夜業従事者の健康管理が行われるべきことは言うまでもありません。

また、産業保健推進センターでは、自発的健診の受診者に対して、受診費用の一部を助成する制度をスタートしました。産業保健スタッフの方々による積極的な周知を期待しています。

本誌は今号からレイアウトを一新し、ページ数も4ページ増やしました。今後とも、誌面の充実に努めますので、ご愛読のほどよろしくお願いいたします。

(編集委員長 高田 勝)

編集委員（順不同・敬称略）

- 委員長
高田 勝
北里大学名誉教授
- 副委員長
高田和美
産業医科大学客員教授
- 高瀬佳久**
日本医師会常任理事
- 鶴田憲一**
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
- 沖野哲郎**
埼玉産業保健推進センター所長
- 莊司榮徳**
日本労働安全衛生コンサルタント会副会長
- 前田尚樹**
松下通信工業株式会社人事部長
- 堺谷勝治**
労働福祉事業団医療事業担当理事

産業保健 21

第6巻第1号通巻第21号 平成12年7月1日発行

編集・発行 労働福祉事業団 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエアビル東館
印 刷 所 労働調査会 〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 TEL 03-3915-6404 FAX 03-3915-1871
(旧社名 労働基準調査会)

平成7年7月1日創刊号発行 ©労働福祉事業団「禁無断転載」 落丁・乱丁はお取り替え致します。

深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断 受診支援助成金のご案内



深夜労働により少しでも「からだ」に不安を感じたら、
健康診断を受けましょう。

平成12年4月1日から深夜業従事者に対する自発的健康診断という新たな健康診断の制度が設けられました。これは、深夜業に従事する方が自己の健康に不安を感じ、次回の定期の健康診断を待てない場合に、自ら健康診断を受診し、その結果を事業者に提出することができるようとしたものです。

労働福祉事業団では、自発的健康診断制度の利用促進を図るため、受診に要した費用の一部を助成する制度を設けました。

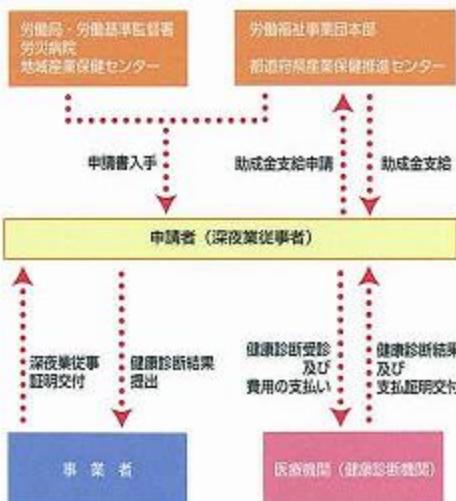
助成金支給対象者

- ①常時使用される労働者
- ②自発的健康診断を受診する日前6か月の間に1か月当たり4回以上（過去6か月で合計24回以上）深夜業に従事した方
- ③今年度に未だ助成金の支給を受けたことがない方

助成金額

自発的に受診した健康診断に要した費用（消費税を含む）の4分の3に相当する額が助成されます。
ただし、その4分の3に相当する額が、7,500円を超える場合は、7,500円とします。

■助成事業の流れ



お問い合わせは

お近くの産業保健推進センターまたは、労働福祉事業団医療事業部産業保健助成課
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア東館19階
TEL 044(556)9866 (ダイヤルイン) FAX 044(556)9918
ホームページアドレス : http://www.ohd.rofuku.go.jp/jyosei_01.htm

産業保健推進センター一覧

北海道産業保健推進センター

〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西1丁目2番6号 NSS・ニュースステージ札幌11F
TEL011-726-7701 FAX011-726-7702 <http://www.hokkaidoOHPc.rofuku.go.jp>

岩手産業保健推進センター

〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス12F
TEL019-621-5366 FAX019-621-5367 <http://www.iwateOHPc.rofuku.go.jp>

宮城産業保健推進センター

〒980-6012 宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 住友生命仙台中央ビル12F
TEL022-267-4229 FAX022-267-4283 <http://www.miyoOHPC.rofuku.go.jp>

秋田産業保健推進センター

〒010-0001 秋田県秋田市中通2丁目3番8号 アトリオビル8F
TEL018-884-7771 FAX018-884-7781 <http://www.akitaOHPc.rofuku.go.jp>

山形産業保健推進センター

〒990-0031 山形県山形市十日町1丁目3番29号 山形殖銀日生ビル6F
TEL023-624-5188 FAX023-624-5250 <http://www.yamagataOHPc.rofuku.go.jp>

福島産業保健推進センター

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 ユニックスビル9F
TEL024-526-0526 FAX024-526-0528

茨城産業保健推進センター

〒310-0021 茨城県水戸市南町1丁目3番35号 水戸南町第一生命ビルディング4F
TEL029-300-1221 FAX029-227-1335 <http://www.ibarakiOHPc.rofuku.go.jp>

栃木産業保健推進センター

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町4番15号 宇都宮NIビル7F
TEL028-643-0685 FAX028-643-0695 <http://www.tochigiOHPc.rofuku.go.jp>

群馬産業保健推進センター

〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1丁目7番4号 (財)群馬メディカルセンタービル2F
TEL027-233-0026 FAX027-233-0126 <http://www.gunmaOHPc.rofuku.go.jp>

埼玉産業保健推進センター

〒336-0011 埼玉県浦和市高砂2丁目2番3号 浦和第一生命同和火災ビル2F
TEL048-829-2661 FAX048-829-2660 <http://www.saitamaOHPc.rofuku.go.jp>

千葉産業保健推進センター

〒260-0025 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー13F
TEL043-245-3551 FAX043-245-3553 <http://www.chibaOHPc.rofuku.go.jp>

東京産業保健推進センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビルディング3F
TEL03-3519-2110 FAX03-3519-2114 <http://www.tokyoOHPc.rofuku.go.jp>

神奈川産業保健推進センター

〒220-8143 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー43F
TEL045-224-1620 FAX045-224-1621 <http://www.kanagawaOHPc.rofuku.go.jp>

新潟産業保健推進センター

〒951-8055 新潟県新潟市西区2077番地 朝日生命新潟万代橋ビル6F
TEL025-227-4411 FAX025-227-4412 <http://www.niigataOHPc.rofuku.go.jp>

富山産業保健推進センター

〒930-0856 富山県富山市牛島新町5番5号 インテック明治生命ビル9F
TEL076-444-6866 FAX076-444-6799 <http://www.toyamaOHPc.rofuku.go.jp>

石川産業保健推進センター

〒920-0031 石川県金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル9F
TEL076-265-3888 FAX076-265-3887 <http://www.ishikawaOHPc.rofuku.go.jp>

福井産業保健推進センター

〒910-0005 福井県福井市大手町2丁目7番15号 安田生命福井ビル5F
TEL0776-27-6395 FAX0776-27-6397

長野産業保健推進センター

〒380-0936 長野県長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル3F
TEL026-225-8533 FAX026-225-8535 <http://www.naganoOHPc.rofuku.go.jp>

岐阜産業保健推進センター

〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6丁目16番地 大同生命・廣瀬ビル11F
TEL058-263-2311 FAX058-263-2366 <http://www.gifuOHPc.rofuku.go.jp>

静岡産業保健推進センター

〒420-0851 静岡県静岡市黒金町59番6号 大同生命静岡ビル6F
TEL054-205-0111 FAX054-205-0123 <http://www.shizuokaOHPc.rofuku.go.jp>

愛知産業保健推進センター

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4丁目15番32号 日建・住生ビル7F
TEL052-242-5771 FAX052-242-5773 <http://www.aichiOHPc.rofuku.go.jp>

三重産業保健推進センター

〒514-0028 三重県津市東丸之内33番1号 津フェニックスビル10F
TEL059-213-0711 FAX059-213-0712 <http://www.mieOHPc.rofuku.go.jp>

滋賀産業保健推進センター

〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1丁目2番22号 大津商中日生ビル6F
TEL077-510-0770 FAX077-510-0775 <http://www.shigaOHPc.rofuku.go.jp>

京都産業保健推進センター

〒604-8186 京都府京都市中京区車屋御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池東館7F
TEL075-212-2600 FAX075-212-2700 <http://www.kyotoOHPc.rofuku.go.jp>

大阪産業保健推進センター

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2丁目1番6号 堺筋本町センタービル9F
TEL06-6263-5234 FAX06-6263-5039 <http://www.osakaOHPc.rofuku.go.jp>

兵庫産業保健推進センター

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー19F
TEL078-360-4805 FAX078-360-4825 <http://www.hyogoOHPc.rofuku.go.jp>

和歌山産業保健推進センター

〒640-8157 和歌山県和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル6F
TEL073-421-8990 FAX073-421-8991

岡山産業保健推進センター

〒700-0907 岡山県岡山市下石井1丁目1番3号 日本生命岡山第二ビル新館6F
TEL086-212-1222 FAX086-212-1223 <http://www.okayamaOHPc.rofuku.go.jp>

広島産業保健推進センター

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀16番11号 日本生命広島第二ビル4F
TEL082-224-1361 FAX082-224-1371 <http://www.hiroshimaOHPc.rofuku.go.jp>

山口産業保健推進センター

〒753-0051 山口県山口市旭通り2丁目9番19号 山建ビル4F
TEL083-933-0105 FAX083-933-0106

徳島産業保健推進センター

〒770-0905 徳島県徳島市東大工町3丁目16番地 第3三木ビル9F
TEL088-656-0330 FAX088-656-0550 <http://www.tokushimaOHPc.rofuku.go.jp>

香川産業保健推進センター

〒760-0025 香川県高松市古新町2番3号 三井海上高松ビル4F
TEL087-826-3850 FAX087-826-3830 <http://www.kagawaOHPc.rofuku.go.jp>

愛媛産業保健推進センター

〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4丁目5番4号 住友生命松山千舟町ビル2F
TEL089-915-1911 FAX089-915-1922 <http://www.ehimeOHPc.rofuku.go.jp>

福岡産業保健推進センター

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目10番27号 アスティア博多ビル5F
TEL092-414-5264 FAX092-414-5239 <http://www.fukuokaOHPc.rofuku.go.jp>

長崎産業保健推進センター

〒850-0862 長崎県長崎市出島町1番14号 出島朝日生命青木ビル8F
TEL095-821-9170 FAX095-821-9174

熊本産業保健推進センター

〒860-0806 熊本県熊本市花畠町1番7号 安田生命熊本第三ビル8F
TEL096-353-5480 FAX096-359-6506 <http://www.kumamotoOHPc.rofuku.go.jp>

大分産業保健推進センター

〒870-0046 大分県大分市荷揚町3番1号 第百・みらい信金ビル7F
TEL097-573-8070 FAX097-573-8074 <http://www.oitaOHPc.rofuku.go.jp>

鹿児島産業保健推進センター

〒892-0842 鹿児島県鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル6F
TEL099-223-8100 FAX099-223-7100 <http://www.kagoshimaOHPc.rofuku.go.jp>